

放射線影響対策に関する取組状況【本編】

(平成 25 年 5 月 31 日現在)

1	放射線量等の測定に関する対応状況	1 頁
2	放射線量低減に関する対応状況	14 頁
3	県産食材等の安全確保に関する対応状況	18 頁
4	子どもの健康への影響対策	28 頁
5	損害賠償請求への取組について	34 頁
6	その他	40 頁

原発放射線影響対策本部（岩手県）

放射線影響対策に関する取組状況【本編】 (平成25年5月31日現在)

1 放射線量等の測定に関する対応状況

取 組 状 況	課題と今後の対応方向																																												
<p>【総務部】</p> <p>1 県庁舎・合同庁舎、公会堂【資料編p1～2】</p> <p>(1) 汚染状況重点調査地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計5施設）：奥州地区合同庁舎、分庁舎、江刺分庁舎、一関地区合同庁舎、千厩分庁舎 測定頻度：3か月に1回を目安 測定結果：0.06～0.32 $\mu\text{Sv/h}$（H25.4測定） 平成23年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1 $\mu\text{Sv/h}$）を超える値は測定されていない。 <p>(2) その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計18施設）： 県庁舎、各地区合同庁舎、公会堂等 測定頻度：6か月に1回を目安 測定結果：0.03～0.25 $\mu\text{Sv/h}$（H25.3～5測定） 平成23年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1 $\mu\text{Sv/h}$）を超える値は測定されていない。 <p>2 県立大学【資料編p13】</p> <p>(1) 空間線量率</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計2施設）：岩手県立大学・盛岡短期大学部（滝沢キャンパス）、宮古短期大学部（宮古キャンパス） 測定結果 岩手県立大学・盛岡短期大学部：0.05～0.38 $\mu\text{Sv/h}$（H25.5測定） 宮古短期大学部：0.11～0.14 $\mu\text{Sv/h}$（H24.9測定） 低減措置を実施する目安（1 $\mu\text{Sv/h}$）を超える値は測定されていない。 （単位： $\mu\text{Sv/h}$） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">キャンパス</th> <th colspan="2">H23.10</th> <th colspan="2">H24.9</th> <th colspan="2">H25.5</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>測定箇所</th> <th>測定値</th> <th>測定箇所</th> <th>測定値</th> <th>測定箇所</th> <th>測定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝沢キャンパス</td> <td>21</td> <td>0.10～0.33</td> <td>29</td> <td>0.08～0.90</td> <td>10</td> <td>0.05～0.38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古キャンパス</td> <td>9</td> <td>0.12～0.14</td> <td>9</td> <td>0.11～0.14</td> <td></td> <td>9月測定予定</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注： 法人において測定。H25年度（1回目）は、10箇所/29箇所を測定したものである。</p> <p>(2) 土壌分析 （単位：Bq/kg）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">キャンパス</th> <th colspan="2">H23年度</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>測定箇所</th> <th>測定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滝沢キャンパス</td> <td>9</td> <td>7,500※</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宮古キャンパス</td> <td>1</td> <td>不検出</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注： 法人において測定。 ※：測定値で最大のもの。（測定箇所 調整池）</p>	キャンパス	H23.10		H24.9		H25.5		備考	測定箇所	測定値	測定箇所	測定値	測定箇所	測定値	滝沢キャンパス	21	0.10～0.33	29	0.08～0.90	10	0.05～0.38		宮古キャンパス	9	0.12～0.14	9	0.11～0.14		9月測定予定		キャンパス	H23年度		備 考	測定箇所	測定値	滝沢キャンパス	9	7,500※		宮古キャンパス	1	不検出		<p>1 県庁舎等</p> <p>重点調査地域内の施設については3か月に1回、それ以外の施設については6か月に1回を目安に定期的な測定を実施。</p> <p>2 県立大学</p> <p>9月に行う測定結果等を踏まえて、今後の必要性を判断。</p>
キャンパス		H23.10		H24.9		H25.5			備考																																				
	測定箇所	測定値	測定箇所	測定値	測定箇所	測定値																																							
滝沢キャンパス	21	0.10～0.33	29	0.08～0.90	10	0.05～0.38																																							
宮古キャンパス	9	0.12～0.14	9	0.11～0.14		9月測定予定																																							
キャンパス	H23年度		備 考																																										
	測定箇所	測定値																																											
滝沢キャンパス	9	7,500※																																											
宮古キャンパス	1	不検出																																											

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>3 私立学校</p> <p>(1) 平成23年度</p> <p>ア 幼稚園・小中学校 市町村において、全校調査。(幼稚園 83園・小中学校 3校)</p> <p>イ 高等学校等 各学校設置者において、全14校中11校で調査済。</p> <p>⇒ 幼稚園 14 園、高等学校 3 校計 17 校で、1 μSv/h を超える箇所(雨樋、排水口等)が発見。16 校は平成 23 年度に除染済み、1 校は平成 24 年度に除染済み。</p> <p>(2) 平成24年度</p> <p>ア 各学校設置者が、それぞれ必要に応じ実施。</p> <p>イ 幼稚園及び小中学校、高等学校並びに特別支援学校計100校のうち、市町村が76校を測定。</p> <p>ウ 測定を実施した計4校で1 μSv/hを超える箇所が発見され、2校は除染済み(平成25年2月時点)。</p> <p>エ 県は、私立学校運営費補助により経費の一部を助成。</p> <p>(3) 平成25年度</p> <p>ア 各学校設置者が、それぞれ必要に応じ実施。</p> <p>イ 12市町村が幼稚園及び小中学校、高等学校並びに特別支援学校の測定を実施予定。</p> <p>ウ 県は、私立学校運営費補助により経費の一部を助成。</p>	<p>3 私立学校</p> <p>今後とも測定状況等の把握を行うとともに放射線影響対策に係る学校への情報提供に努める。</p>
<p>【政策地域部】 【資料編p2】</p> <p>所管の3施設について、放射線量(サーベイメータによる空間線量率)の測定を定期的に行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわて県民情報交流センター(アイーナ) 盛岡市 ○ 平庭高原自然交流館「しらかばの湯」 久慈市 ○ 平庭高原体験学習館「森のこだま館」 葛巻町 <p>平成 23 年度から空間線量率を測定しているが、低減措置を実施する目安(1 μSv/h)を超える値は測定されていない。</p>	<p>平成 25 年度の測定については、当面、6 か月に1回以上、放射線量の測定を行う。</p>
<p>【環境生活部】</p> <p>1 空間線量率</p> <p>(1) モニタリングポストによる測定【資料編p1】</p> <p>原発事故等による生活環境への影響を把握するため、モニタリングポストを事故以前の1箇所(盛岡市)から10箇所増設し、24時間体制で測定する。</p> <p>ア 県内10箇所(※)に設置したモニタリングポストにより24時間体制で空間線量率を測定。</p> <p>※ 昭和63年度～ 盛岡市 平成23年度～ (H23.12.27設置) 一関市、大船渡市、宮古市 (H24.3.15設置) 滝沢村、花巻市、奥州市、釜石市、二戸市、久慈市</p>	<p>1 空間線量率</p> <p>サーベイメータを各広域振興局等に配備したことから、県内の広域振興局等の所在市町村の庁舎、公園等において定期的に地表付近の放射線量の測定を継続するほか、市町村等関係機関へ貸与し測定の実施を図る。</p>

イ 原発事故以前から測定している盛岡市内（環境保健研究センター）1地点における原発事故後の最大値は、平成23年3月14日の $0.58 \mu\text{Sv/h}$ 。
 平成23年4月以降は、事故前のレベルで推移。
 ・ 平成19～21年度 平均 $0.023 \mu\text{Sv/h}$ （事故以前の平均値）
 ・ 平成25年5月 平均 $0.022 \mu\text{Sv/h}$ （現状）

(2) サーベイメータによる測定【資料編 別表1-1、1-2】

これまでの地表付近の空間線量率の測定結果が、県南地域において比較的高い値を示していることから、その状況を継続的に把握するため、重点調査地域内の公園等について地表付近の空間線量率を定期的に測定する。

なお、全県の状況を把握するため、その他の地域の合同庁舎の敷地等についても同様の測定を行う。

原発事故後、これまでの最大値は $0.47 \mu\text{Sv/h}$ （一関市内の運動場）。

ア 平成23年度

- ・ 盛岡市内（環境保健研究センター）1地点で毎日定時
- ・ 一関市内（合同庁舎）1地点で週1回（6月6日～12月27日）
- ・ 県内の公園等55地点で月1回（6月から毎月1回）測定を実施

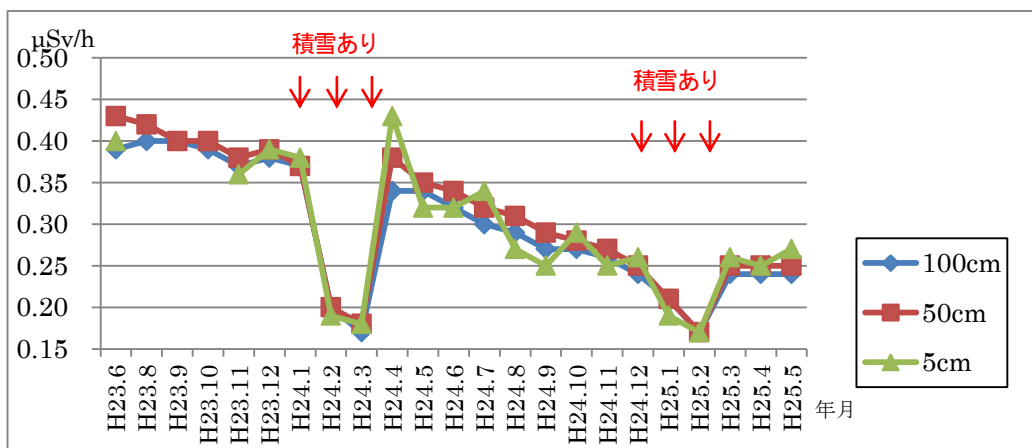
イ 平成24年度

- ・ 県内の公園等55地点で毎月1回測定

ウ 平成25年度

- ・ 県内主要地点の庁舎及び公園等（55箇所）において、地表付近（1m、50cm、5cm）の放射線量率を測定した結果、全地点とも、文部科学省による校庭、園庭の空間線量率の目安（ $1 \mu\text{Sv}$ （マイクロシーベルト）/時）を下回っていた。
- ・ 汚染状況重点調査地域における空間線量率（5月測定分）は、測定を開始した平成23年6月比で、平均で49%まで低減した。
- ・ 除染が行われた地点では空間線量率が大幅に低減した。（平泉町志羅山児童館（1m）：H24.7月 $0.18 \mu\text{Sv/h}$ ⇒ H25.5月 $0.06 \mu\text{Sv/h}$ ）
- ・ 空間線量率が最も高いことが多かった南前沢グリーンパーク（奥州市）では、昨年6月以降、高さ100cmで62%、50cmで58%、5cm68%まで減少。
- ・ H25.5測定時の最大値 $0.27 \mu\text{Sv/h}$ （奥州市前沢区の公園 高さ5cm）

○南前沢グリーンパーク（奥州市）の測定結果の推移



※冬期は、積雪の影響で放射線量が低く測定された箇所がありました。

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>2 降下物【資料編p13】 原発事故等による生活環境への影響を把握するため実施。</p> <p>(1) 平成23年3月19日～平成23年12月27日 ア 盛岡市内(環境保健研究センター)において、毎日測定 イ 事故後の最高値は、H23.3.20～21に検出。 放射性ヨウ素 7,830MBq/km²、放射性セシウム 1,320MBq/km²</p> <p>(2) 平成24年度1月～ ア 盛岡市内(同上)において、月間値を測定。 イ H25.4月分の降下物による50年間実行線量[※]は0.000324mSv (Cs134 1.31Bq/m²、Cs137 2.44Bq/m²→従来の日当たりでは検出限界以下) ※50年間実効線量：国際原子力機関(IAEA)の被ばく評価方法で、国が用いているもの。その場 所に、仮に50年間滞在した場合の、土壌からの再浮遊に由来する吸入被ばく と、土壌からの外部被ばく線量の積算値。</p> <p>3 降水【資料編p13】 原発事故等による生活環境への影響を把握するため実施。</p> <p>(1) 原発事故後～平成23年12月 ア チェルノブイリ原発事故を契機に昭和62年度から測定を実施。 イ 東電原発事故後、降下物の測定を優先するため平成23年12月まで休止。</p> <p>(2) 平成24年1月～ ア 盛岡市内(環境保健研究センター)において、降雨ごとに測定再開。 イ 測定を再開した平成24年1月以降、人工放射性核種は不検出。</p> <p>4 大気浮遊じん(平成23年10～12月期以降不検出) 原発事故等による生活環境への影響を把握するため実施。</p> <p>(1) 盛岡市(原発事故後～) ア チェルノブイリ原発事故を契機に昭和62年度から測定を実施。 イ 盛岡市内(環境保健研究センター)において、3か月間値を測定。 ウ 事故後の最高値は、平成23年4～6月期の0.0041Bq/m³。</p> <p>(2) 一関市(平成24年4月～) ア 県南地域の状況を把握するため、一関市内(一関地区合同庁舎)において、3 か月間値を測定。 イ 事故後の最高値は、平成24年4～6月期及び同7～9月期の0.000066Bq/m³。</p> <p>5 水道水(平成23年4月19日以降不検出) (1) 平成23年3月～平成23年12月 ア 昭和62年度から、年1回程度測定を実施。 イ 東電原発事故後、平成23年3月19日～12月27日まで、盛岡市内1地点では 毎日定時測定を実施。 ウ 平成23年4月8日以降は、一関市内1地点で週1回の測定を実施。 エ 平成23年4月から7月にかけて、県内全市町村の水道水を測定。 (盛岡市、一関市以外はすべて不検出) オ 事故後の最大値は、平成23年3月23日に盛岡市で観測された 放射性ヨウ素 5.29 Bq/kg、放射性セシウム0.13Bq/kg (一関市の最大値は、平成23年4月14日の放射性セシウム0.73Bq/kg)</p>	<p>2 降下物 毎月1回測定を実施し、測定結果を速やかに公表する。</p> <p>3 降水 降水ごとに測定を実施し、測定結果を速やかに公表する。</p> <p>4 大気浮遊じん 3か月毎に測定を実施し、測定結果を速やかに公表する。</p> <p>5 水道水 平成25年度から県内4箇所を3ヶ月毎に測定し、その測定結果を踏まえ、今後の検査頻度を検討する。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>カ 平成23年4月19日以降、不検出。</p> <p>キ 水道事業者等である市町村等においても独自に検査しており、検出下限値未満であることを確認している。(検査実施市町村等：9市、8町、2事務組合)</p> <p>(2) 平成24年1月～9月</p> <p>ア 県内4箇所(盛岡市、一関市、奥州市、平泉町)で週1回測定し、検出下限値未満であることを確認。</p> <p>イ 盛岡市内(環境保健研究センター)1地点で3か月間値を測定。 (放射性Cs 4月～6月期：0.00230Bq/kg、7月～9月期：0.00299 Bq/kg)</p> <p>ウ 水道事業者の独自検査において、検出下限値未満を確認。(検査実施市町村：7市、5町、1村)</p> <p>(3) 平成24年10月～3月</p> <p>ア 県内4箇所(盛岡市、一関市、奥州市、平泉町)で月1回測定し、検出下限値未満であることを確認。</p> <p>イ 盛岡市内(環境保健研究センター)1地点で3か月間値を測定。 (放射性Cs 10月～12月期：0.00157 Bq/kg、1月～3月期：0.00104Bq/kg)</p> <p>ウ 水道事業者の独自検査において、検出下限値未満を確認。(検査実施市町村：4市、1町)</p> <p>(4) 平成25年4月～</p> <p>ア 県内4箇所(盛岡市、一関市、奥州市、平泉町)で3ヶ月に1回測定し、検出下限値未満であることを確認。</p> <p>イ 水道事業者の独自検査において、検出下限値未満を確認。(検査実施市町村：1町)</p>	
<p>6 河川、海域、海水浴場、地下水【資料編p14】</p> <p>(1) 環境省調査</p> <p>ア 被災地の海洋環境の有害物質等モニタリング調査(H23.12.7～14) 本県沖海域9地点の海水、海底土の調査を実施。</p> <p>イ 河川等の放射性物質モニタリング</p> <p>① 第1回(H23.12.21～H24.1.6) 県内の14河川18地点、海域2地点、海水浴場1地点の調査を実施。</p> <p>② 第2回(H24.6.4～7) 県内の14河川18地点の調査を実施。</p> <p>③ 第3回(H24.9.3～5) 県内の10河川14地点の調査を実施。</p> <p>④ 第4回(H24.12.3～6(河川)、H24.11.28～29(海域)) 県内の16河川18地点、2海域2地点の調査を実施。</p> <p>⑤ 第5回(H25.2.4～6(河川)、H25.2.26、H25.3.5(海域)) 県内の11河川14地点、2海域2地点の調査を実施。</p> <p>ウ 地下水の放射性物質モニタリング(※放射性ヨウ素、放射性セシウムは不検出)</p> <p>① 第1回(H24.3.5～13) 県内の地下水42地点の調査を実施。</p> <p>② 第2回(H24.7.2～6) 県内の地下水22地点の調査を実施。</p> <p>③ 第3回(H24.11.27～30) 県内の地下水22地点の調査を実施。</p>	<p>6 河川、海域、海水浴場、地下水</p> <p>放射性物質が降雨等によって河川、海域へと移動することが懸念されることから、継続して監視を行う。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>(2) 県調査</p> <p>ア 河川 農林水産物等が出荷制限等となっていることから、環境省が調査を行っていない河川について、下記のとおり調査を実施。</p> <p>① 1回目 (H24. 6. 4～6. 18 実施) 対象：北上川（本川、4支川）及び気仙川の12地点</p> <p>② 2回目 (H24. 8. 27～9. 3 実施) 対象：北上川（2支川）、津軽石川、関口川、大槌川、小川川、平糠川の7地点</p> <p>イ 海水浴場（※放射性ヨウ素、放射性セシウムは不検出） 平成24年度に開設を予定であった県内の2海水浴場の調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 久慈市 舟渡 (H24. 5. 8) ・ 宮古市 浄土ヶ浜 (H24. 5. 10) <p>7-1 廃棄物【資料編p14～15】</p> <p>(1) 平成23年度</p> <p>ア 一般廃棄物焼却施設の焼却灰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年6月～ 各事業者が放射性セシウムについて測定。 (測定結果はND～30,000Bq/kg) ・ 県は計画及び結果の取りまとめ・公表を担当。 <p>イ 産業廃棄物焼却施設の焼却灰（先行調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年7月、国からの要請により、県が放射性セシウムについて調査。 (測定結果はND～23,000Bq/kg) <p>(2) 平成24年度以降</p> <p>ア 廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設（焼却施設）の排出ガスの放射線濃度等を定型的にとりまとめ、県のホームページで公表。 ・ 廃棄物担当者及び産廃Gメンによる監視指導。 <p>7-2 災害廃棄物【資料編p15】</p> <p>(1) 平成23年度</p> <p>ア 沿岸市町村のがれきの放射線濃度を測定</p> <p>イ 9市町村の測定値は可燃物の平均値によること。焼却しても飛灰が埋立基準（8,000Bq/kg）を超過しないため、問題なく処理できることを確認</p> <p>(2) 平成24年度</p> <p>ア 沿岸市町村のがれきの放射線濃度を測定</p> <p>イ 12市町村の測定値は可燃物の平均値によること。焼却しても飛灰が埋立基準（8,000Bq/kg）を超過しないため、問題なく処理できることを確認</p> <p>(3) 平成25年度</p> <p>ア 沿岸市町村のがれきの放射線濃度を測定</p> <p>イ 焼却しても飛灰が埋立基準（8,000Bq/kg）を超過しないため、問題なく処理できることを確認</p> <p>8 浄水発生土【資料編p16】</p> <p>随時、水道事業者等（市町村及び事務組合）が放射性物質濃度を測定。結果は、管理型処分場に埋立処分ができる 8,000Bq/kgを大幅に下回っている。</p>	<p>7-1 廃棄物</p> <p>今後も定期的に監視を行い、不適正処理の早期発見、早期対応を図る。</p> <p>7-2 災害廃棄物</p> <p>平成25年度は、年2回程度測定し公表予定</p> <p>8 浄水発生土</p> <p>定期的にとりまとめ、公表する。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【保健福祉部】</p> <p>1 医療施設、福祉施設【資料編p 3】</p> <p>(1) 汚染状況重点調査地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設：なし <p>(2) その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計3施設）：いわてリハビリテーションセンター（雫石町）、県立福祉の里センター（大船渡市）、ふれあいランド岩手（盛岡市） 測定頻度：6か月に1回を目安 測定結果：0.03～0.18 $\mu\text{Sv/h}$（H24年度最終測定） 平成24年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1 $\mu\text{Sv/h}$）を超える値は測定されていない。 <p>2 児童福祉施設等【資料編p 7】</p> <p>(1) 汚染状況重点調査地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計1施設）：一関児童相談所（一関市） 測定頻度：1か月に1回を目安 測定結果：0.10～0.34 $\mu\text{Sv/h}$（H25.3.14測定） 平成23年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、最高値は、3.45 $\mu\text{Sv/h}$（H23.9.28）と基準値1.0 $\mu\text{Sv/h}$を上回ったため、低減措置として除染を行った。なお、除染後は、1 $\mu\text{Sv/h}$を超える値は測定されていない。 <p>(2) その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計5施設）：宮古児童相談所（宮古市）、県立療育センター（盛岡市）、福祉総合相談センター（盛岡市）、いわて子どもの森（一戸町）、杜陵学園（盛岡市） 測定頻度：2か月に1回を目安 測定結果：0.03～0.07 $\mu\text{Sv/h}$（H24年度最終測定） 平成23年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1 $\mu\text{Sv/h}$）を超える値は測定されていない。 <p>3 学校等（専門学校等）【資料編p 13】</p> <p>(1) 汚染状況重点調査地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計1施設）：県立一関高等看護学院（一関市） 測定頻度：3か月に1回を目安 測定結果：0.08～0.14 $\mu\text{Sv/h}$（H25.3.13測定） 平成24年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1 $\mu\text{Sv/h}$）を超える値は測定されていない。 <p>(2) その他の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象施設（計2施設）：県立宮古高等看護学院（宮古市）、県立二戸高等看護学院（二戸市） 測定頻度：6か月に1回を目安 測定結果：0.04～0.07 $\mu\text{Sv/h}$（H24年度最終測定） 平成23年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1 $\mu\text{Sv/h}$）を超える値は測定されていない。 	<p>1 医療施設、福祉施設</p> <p>重点調査地域以外の対象施設については、6か月に1回を目安に定期的な測定を実施。</p> <p>2 児童福祉施設等</p> <p>(1) 重点調査地域の施設にあつては、毎月1回以上、その他の市町村にある児童福祉施設にあつては2か月に1回以上を目安に定期的な測定を実施。</p> <p>(2) 県以外が管理する児童福祉施設等については、放射線量等の測定が未実施の施設に対し、放射線量等の測定と必要な低減措置を講じるよう指導する。</p> <p>3 学校等（専門学校等）</p> <p>重点調査地域の施設にあつては、3か月に1回以上、その他の市町村にある施設にあつては6か月に1回以上を目安に定期的な測定を実施。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向										
<p>【農林水産部】</p> <p>1 農林水産部所管施設の測定状況【資料編 p 2、3、13】</p> <p>(1) 平成 24 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産部所管施設 10 施設について測定。いずれも基準値以下 (測定 10 施設) <table border="1" data-bbox="276 430 1134 663"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡</td> <td>岩手県民の森（八幡平市）、滝沢森林公園（滝沢村）</td> </tr> <tr> <td>県南</td> <td>農業ふれあい公園（北上市） 県立緑化センター（奥州市） 県立農業大学校（金ケ崎町）、県立花きセンター（金ケ崎町）、千貫石森林公園（金ケ崎町）</td> </tr> <tr> <td>沿岸</td> <td>大窪山森林公園（大船渡市）、県立水産科学館（宮古市）</td> </tr> <tr> <td>県北</td> <td>折爪岳森林公園（二戸市）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業ふれあい公園（北上市、5/8）他 5 施設測定。基準値以下。 	区分	施設名	盛岡	岩手県民の森（八幡平市）、滝沢森林公園（滝沢村）	県南	農業ふれあい公園（北上市） 県立緑化センター（奥州市） 県立農業大学校（金ケ崎町）、県立花きセンター（金ケ崎町）、千貫石森林公園（金ケ崎町）	沿岸	大窪山森林公園（大船渡市）、県立水産科学館（宮古市）	県北	折爪岳森林公園（二戸市）	<p>今後も継続的に測定</p>
区分	施設名										
盛岡	岩手県民の森（八幡平市）、滝沢森林公園（滝沢村）										
県南	農業ふれあい公園（北上市） 県立緑化センター（奥州市） 県立農業大学校（金ケ崎町）、県立花きセンター（金ケ崎町）、千貫石森林公園（金ケ崎町）										
沿岸	大窪山森林公園（大船渡市）、県立水産科学館（宮古市）										
県北	折爪岳森林公園（二戸市）										
<p>【商工労働観光部】</p> <p>1 県所有商工労働関係施設（職業訓練施設、観光施設等）【資料編 p 2、3、13】</p> <p>(1) 対象施設（計12施設）</p> <p>(2) 測定頻度 6カ月に1回を目安</p> <p>(3) 測定結果 0.03～0.161 μ Sv/h（各施設、平成24年度最終測定）</p> <p>(4) その他</p> <p>平成23年度から関係機関において空間線量率を測定しているが、低減措置を実施する目安（1 μ Sv/h）を超える値は測定されていない。</p> <p>2 （地独）工業技術センターにおける工業製品の測定対応状況</p> <p>(1) 平成 23 年度</p> <p>事業者からの申し出により、サーベイメータによる測定を 82 件、356 点について実施し、放射線の検出事例なし。（無料測定）</p> <p>工業技術センターにおいてゲルマニウム半導体検出器を購入（測定開始は平成 24年度から。県単補助（10/10）、18,134千円）</p> <p>(2) 平成 24 年度</p> <p>5月15日から、ゲルマニウム半導体検出器による測定の受付を開始し、43 件、106 点の測定を実施し、いずれも基準値を下回った。サーベイメータによる測定は、9 件、28 点。放射線の検出事例なし。</p> <p>(3) 平成 25 年度（平成 25 年 5 月 31 日現在）</p> <p>ゲルマニウム半導体検出器による測定は、8 件、10 点。いずれも基準値未満。なお、サーベイメータによる測定は無し。</p>	<p>2 工業技術センター</p> <p>引き続き、事業者の要望に応じて随時検査を実施する。</p>										

【県土整備部】

1 下水汚泥

(1) 流域下水道

① 放射性物質濃度

平成25年4月1日から脱水汚泥及び焼却灰（ばいじん）は概ね月1回の頻度で測定。（平成24年度は、汚泥は月1回、焼却灰は週1回）

ア 脱水汚泥

当初（平成23年6月）は21～320Bq/kg程度であったが、ND～25Bq/kg程度まで低下してきており、肥料原料としての利用基準（200Bq/kg以下）を下回っている状況。（ND：検出下限値）

イ 焼却灰

当初（同上）は810～2,510Bq/kg程度であったが、350～430Bq/kg程度まで低下してきており、埋立基準（8,000Bq/kg以下）を大きく下回っている状況。

ウ 汚泥焼却炉排ガス・下水処理水

平成24年2月23日～3月8日、浄化センターから排出される排ガス・処理水を測定したところ、全て定量下限値未満。

② 空間線量率【資料編p16】

平成25年4月1日から、脱水汚泥を焼却し、焼却灰を排出している浄化センターの敷地境界等で年2回の頻度で測定（平成24年度までの週1回の測定値が周辺環境の空間線量率と同等となっているため）。

	平成23年度	平成24年度	備考
都南浄化センター	0.03～0.18 μ Sv/h	0.02～0.06 μ Sv/h	
北上浄化センター	0.02～0.20 μ Sv/h	0.04～0.07 μ Sv/h	

測定結果（放射性物質濃度・空間線量率）については、下水環境課及び北上川上流流域下水道事務所のホームページで公表。

(2) 公共下水道・農業集落排水処理施設（市町村）

脱水汚泥の放射性物質濃度について、市町村では処分先の求めに応じて測定を実施しており、肥料原料としての利用基準（200Bq/kg以下）を下回っている状況。

測定結果（放射性物質濃度）の公表については、市町村の判断によりホームページ等で公表。

2 県管理施設【資料編p3】

(1) 県立都市公園

原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針＜測定状況・計画編＞に基づき、県立都市公園（3公園）内の放射性物質が蓄積しやすいと想定される箇所空間線量率を年4回測定。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
内丸緑地(盛岡市)	0.04～0.05 μ Sv/h	0.04Sv/h	—
御所湖広域公園(盛岡市・雫石町)	0.03～0.09 μ Sv/h	0.03～0.08 μ Sv/h	0.02～0.08 μ Sv/h
花巻広域公園(花巻市)	0.05～0.07 μ Sv/h	0.04～0.05 μ Sv/h	0.04～0.05 μ Sv/h

1 下水汚泥

(1) 流域下水道（県）

① 放射性物質濃度
脱水汚泥、焼却灰は1回/4週として測定を継続する。

② 空間線量率

測定頻度を年2回として測定を継続する。

(2) 公共下水道・農業集落排水処理施設（市町村）

今後も処分先の求めに応じて測定を継続する。

2 県管理施設

雨樋の下など局所的に汚染が想定される箇所について、都市公園では、概ね2ヶ月に1回など、定期的に空間線量率の測定を継続する。

また、3市町が策定する除染実施計画等に基づき、市町等と調整しながら、必要に応じて空間線量率の測定を行う。

(2) 花巻空港（花巻市）

ア 駐車場における空間線量率の測定

原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針<測定状況・計画編>に基づき、花巻空港駐車場にて空間線量率を年2回測定。

	平成23年度	平成24年度
駐車場	0.039~0.048 μ Sv/h	0.033Sv/h0.041 μ Sv/h

イ 着陸帯（牧草地）における放射性物質検査

花巻空港内の着陸帯（牧草地）において、放射性物質検査を年1回実施。

	平成24年度	平成25年度
着陸帯（牧草地）	0~20 Bq/kg	0~22 Bq/kg

(3) 県営内丸駐車場（盛岡市）

原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針<測定状況・計画編>に基づき、放射性物質が蓄積しやすいと想定される箇所で空間線量率を年2回測定。

	平成23年度	平成24年度
県営内丸駐車場	0.048~0.054 μ Sv/h	0.034~0.042 μ Sv/h

(4) 流域下水道浄化センター

原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針<測定状況・計画編>に基づき、4施設内の放射性物質が蓄積しやすいと想定される箇所で空間線量率を年2回測定。

	平成23年度	平成24年度
都南浄化センター(盛岡市)	0.035~0.043 μ Sv/h	0.04~0.05 μ Sv/h
北上浄化センター(北上市)	0.060~0.094 μ Sv/h	0.08~0.12 μ Sv/h
水沢浄化センター(奥州市)	0.117~0.179 μ Sv/h	0.12~0.16 μ Sv/h
一関浄化センター(一関市)	0.109~0.145 μ Sv/h	0.10~0.12 μ Sv/h

(5) 県営羽沢アパート（金ヶ崎町）

2号棟（外壁工事中）において、町基準（地上高 5cm1 μ Sv/h）を超えた旨情報提供があり、直ちに立入制限（外壁足場利用、飛散防止）のうえ、H24.6.25 当該部分を測定したが、基準を超える数値が検出されず、外壁足場撤去後再度測定とした。

H24.8.20再測定を実施し除染場所を確定、同24日、通常立入ができない敷地内の受水施設フェンス内に埋め戻す方式で除染を実施。

(6) その他

ア 平成23年8月26日、一般国道284号の側溝・集水枡上の一部を測定。

イ 平成24年1月13日、県営住宅（一関市内4団地）を測定し、低減措置の目安を超えた県営住宅1団地については、直ちに低減措置としての立入制限を行ったうえで、除染作業を実施（3月21日）。

ウ 県南3市町が作成した除染実施計画における除染実施区域内で、県管理道路の空間線量率調査を実施。

エ 文部科学省実施の航空機モニタリングの測定結果を踏まえ、0.2~0.5 μ S/hの範囲内にある県管理施設（道路、河川、砂防）の把握。

（道路：16路線、河川：8河川、砂防：5地区）

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【医療局】</p> <p>1 県立病院等における放射線量の測定 【資料編p4～5】 県立病院等施設（全ての県立病院・附属地域診療センター・病院保育所）の放射線量測定を下記のとおり継続的に実施する。</p> <p>(1) 重点調査対象施設（一関市及び奥州市に所在する施設）については3ヶ月に1回 (2) それ以外の施設については6ヶ月に1回 (3) 地上50cmを測定。</p> <p>2 対応状況等 平成23年9月に全10施設について計101箇所空間線量の測定を実施し、1施設で毎時0.8μSv/hが記録された箇所（雨樋の下）があり、除染を行い再測定で0.10μSv/hに低下。</p>	<p>現在の頻度での測定を実施。</p>
<p>【企業局】</p> <p>1 県有施設の測定状況【資料編p3】 不特定多数の者が利用する施設 その他公共施設等</p> <p>(1) 施設総合管理所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所及び発電所：盛岡市、八幡平市、久慈市、二戸市の計12施設 ・ 測定頻度：6カ月に1回を目安に空間線量率を測定。 ・ 測定結果：0.04～0.11μSv/h（最終H24.9～10測定） ・ 平成23年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1μSv/h）を超える値は測定されていない。 ・ 平成25年度の1回目の測定は、6月に実施する。 <p>(2) 県南施設管理所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所、発電所及び工業用水施設：北上市、奥州市、金ケ崎町の計7施設 ・ 測定頻度：重点地域内の施設については3カ月に1回、それ以外の施設については6ヶ月に1回を目安に空間線量率を測定。 ・ 測定結果：0.04～0.08μSv/h（最終H25.5測定） ・ 平成23年度から施設を管理する機関において空間線量率を測定したが、低減措置を実施する目安（1μSv/h）を超える値は測定されていない。 <p>2 工業用水道【資料編p16】</p> <p>(1) 工業用水の放射性物質濃度 年1回、放射性物質濃度を測定し、検出限界以下であった。 本年度は6月に測定予定。</p> <p>(2) 脱水汚泥の放射性物質濃度 平成23年6月下旬から測定し、最高値は、平成23年6月30日に測定された799Bq/kg。平成23年12月以降に発生した脱水汚泥は100Bq/kgを下回っており、埋立処分基準（8,000Bq/kg以下）及びコンクリート原材料としての再利用基準（100Bq/kg以下）に従って処理。 （本年度の測定結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一北上中部工業用水道：27Bq/kg ・ 第二北上中部工業用水道：不検出(<20 Bq/kg) 	<p>1 各施設の空間線量率の測定について 重点地域内の施設については3ヶ月に1回、それ以外の施設については6ヶ月に1回を目安に定期的な測定を実施。</p> <p>2 工業用水道</p> <p>(1) 工業用水 脱水汚泥の測定結果が高い場合などに測定を実施。（ただし、年1回は測定する）</p> <p>(2) 脱水汚泥 放射性物質濃度を測定し、再利用できない脱水汚泥は埋立処分に向け、関係機関と協議・調整を行っていく。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>(3) 敷地境界等（保管場所の境界、施設の敷地境界）の空間線量率 平成 24 年 1 月から敷地境界等（保管場所の境界、施設の敷地境界）での空間線量率を測定し、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルト（=0.19 μ Sv/h）を下回っている。 （本年度の測定結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一北上中部工業用水道：0.05～0.06 μ Sv/h ・ 第二北上中部工業用水道：0.06～0.16 μ Sv/h <p>○ 予算措置の状況 工業用水道事業会計（平成25年度予算 3,528千円） 工業用水及び脱水汚泥の放射性物質濃度測定、脱水汚泥の運搬費及び処分費</p>	<p>(3) 敷地境界等の空間線量率 放射性物質汚染対処特措法に基づき、月 1 回、測定を継続する。</p>
<p>【教育委員会】</p> <p>1 県立学校における放射線量の測定【資料編 p 8～12】</p> <p>(1) 平成23年度</p> <p>ア 平成23年 7 月～9 月、県南地区小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率、プール（水）等の放射線量のサンプリング調査を実施。</p> <p>イ 平成23年 9 月～11 月、業者委託により全県立学校の校地内空間線量率測定を実施。 ⇒ 測定結果、基準値を超えていた県南地区の10校については低減措置として、除染作業を行い、平成23年12月27日までに10校全ての除染作業を完了。</p> <p>ウ 平成23年11月から全県立学校において、県立学校職員が定期的（原則月 1 回）に校地内の空間線量率測定を開始。（校庭のほか、雨どい、側溝などを測定）測定結果については、ホームページで公表。</p> <p>(2) 平成24年度</p> <p>ア 全県立学校において、県立学校職員が定期的（原則月 1 回）に校地内の空間線量率測定を実施。（校庭のほか、雨どい、側溝などを測定）</p> <p>イ 平成24年度中に局所的に高い値（1.0 μ Sv/h）は測定されなかった。</p> <p>ウ 測定結果については、ホームページで毎月公表した。</p> <p>(3) 平成25年度</p> <p>ア 全県立学校において、県立学校職員が定期的（原則月 1 回）に校地内の空間線量率測定を実施。（校庭のほか、雨どい、側溝などを測定）</p> <p>イ 平成25年 5 月末日現在、局所的に高い値（1.0 μ Sv/h）は測定されていない。</p> <p>ウ 測定結果については、ホームページで毎月公表している。</p> <p>2 県教育委員会所管施設における放射線量の測定</p> <p>(1) 平成23年度</p> <p>ア 各施設指定管理者において、平成23年12月中に測定を行い、基準値を超える箇所はなかった。</p> <p>(2) 平成24年度</p> <p>ア 各施設指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率測定を実施。</p> <p>イ 平成24年度中に局所的に高い値（1.0 μ Sv/h）は測定されなかった。</p> <p>ウ 測定結果については、ホームページで公表した。</p> <p>(3) 平成25年度</p> <p>ア 各施設指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率測定を実施。</p> <p>イ 平成25年 5 月末日現在、局所的に高い値（1.0 μ Sv/h）は測定されていない。</p> <p>ウ 測定結果については、ホームページで公表している。</p>	<p>1 県立学校 定期的な測定（原則月 1 回）を行っていく。</p> <p>2 県教育委員会所管施設 指定管理者において、定期的に測定を行っていく。</p>

3 予算措置の状況

(金額単位：千円)

事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期
放射線対策費	H25	13,125	・県立学校における調査・測定、除染費用	当初
	H24	48,442	・県立学校における調査・測定、除染費用 ・県立学校牧草地除染費用 等	当初、6月、9月
	H23	7,163	・県立学校における調査・測定、除染費用	8月、2月
合計		68,730		

(金額単位：千円)

事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期
児童生徒放射線対策支援事業費	H25	28,812	・測定機器校正費用等 ・学校給食モニタリング事業費	当初
	H24	1,360	・測定機器校正費用 ・学校給食モニタリング事業費	当初、6月、9月
	H23	55,426	・放射線測定機器購入費用 ・岩手県学校給食設備整備費補助	8月、2月
合計		85,597		

※過年度は決算額を掲載。

【警察本部】 【資料編p6】

- ・ 汚染状況重点調査地域内である4署（水沢・江刺・一関・千厩）は、県の方針に沿って3か月に1回の測定を実施しているが、警察ではさらに1か月に1回の測定を実施している。
- ・ その他の地域では、同様に県の方針に基づき、半年に1回の測定となっているため、その方針により測定を継続している。

2 放射線量低減に関する対応状況

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【総務部】</p> <p>1 対応状況の把握 庁内及び市町村における「放射線量測定及び低減措置の実施状況」等に加え、「放射性物質濃度の測定状況」等を調査。 ア 平成23年度 10月、11月及び2月、計3回調査を実施。 イ 平成24年度 4月、9月、11月及び2月、計4回調査を実施。 ウ 平成25年度 5月、計1回調査を実施。</p> <p>2 県立大学 法人において、土壌分析の結果、比較的高い放射線量が計測された滝沢キャンパス調整池付近の表土除去等を平成24年3月26日から29日の間に実施。</p> <p>3 私立学校 ア 平成23年度 幼稚園14園、高等学校3校計17校で、1μSv/hを超える箇所（雨樋、排水口等）が発見。16校は23年度内に除染済み、1校は平成24年度に除染済み。[再掲] イ 平成24年度 測定を実施した計4校で1μSv/hを超える箇所が発見され、2校は除染済み。（平成25年2月時点）[再掲]</p> <p>4 放射性物質除去・低減技術実証事業 ア 平成24年度 放射性物質除去・低減措置推進の一環として、県内で活用しうる実用的な技術の情報収集と効果の実証試験を行うもの。 以下3分野の技術について公募を行い、全国から31件の応募があった。そのうち外部有識者からなる選定委員会の評価を経て5技術を選定し、調整が整った4技術の実証試験を実施した。 ① 建物・道路等構造物の放射性物質を除去又は低減する技術 ② 農作物等への吸収を抑制する技術 ③ 放射性物質に汚染された土壌等を減容化する技術</p> <p>イ 平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活圏、農業・商工業生産環境を主な対象として、放射性物質除去・低減技術の情報収集し、効果や経済性等の調査を行う。 技術を公募し、県内における適用性の確認のための試験を行う。 本事業をはじめ国や他県で試験、実証が行われた技術の情報及び活用状況について、市町村等に情報提供を行う。 	<p>1 対応状況の把握 継続して対応を求めるとともに、市町村へのサポートを実施。</p> <p>2 県立大学 必要に応じて除染措置等を実施する。</p> <p>3 私立学校 今後とも放射線影響対策に係る学校への情報提供に努める。</p> <p>4 放射性物質除去・低減技術実証事業 現場の課題解決に資する技術分野を把握したうえで、公募を実施。</p>

取 組 状 況				課題と今後の対応方向																			
予算措置の状況 (金額単位：千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>年度</th> <th>予算額</th> <th>事業概要</th> <th>措置時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性物質除去・低減技術実証事業費</td> <td>H25</td> <td>15,719</td> <td>・放射性物質除去・低減技術の情報収集、実証試験費用</td> <td>当初</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>11,134</td> <td>・放射性物質除去・低減技術の情報収集、実証試験費用</td> <td>9月補正 2月補正</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>26,853</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期	放射性物質除去・低減技術実証事業費	H25	15,719	・放射性物質除去・低減技術の情報収集、実証試験費用	当初	H24	11,134	・放射性物質除去・低減技術の情報収集、実証試験費用	9月補正 2月補正	合計		26,853			
事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期																			
放射性物質除去・低減技術実証事業費	H25	15,719	・放射性物質除去・低減技術の情報収集、実証試験費用	当初																			
	H24	11,134	・放射性物質除去・低減技術の情報収集、実証試験費用	9月補正 2月補正																			
合計		26,853																					
【環境生活部】 1 市町村等の除染に対する支援【資料編p17】 (1) 助成制度の活用状況 平成23年9月26日、放射線の影響から学校等における安全・安心を確保するため、学校等における放射線量測定及び土壌の除染について、市町村等への助成制度を創設。 ア 平成23年度助成実績 調査事業 19市町村等、低減事業 7市町村等 イ 平成24年度助成実績 低減事業 1市（調査事業なし。） (2) 放射線調査・低減措置の対象・実施施設数 ア 平成23年度 調査対象施設数：4,963、調査実施施設数：3,866（実施率：77.9%） イ 平成24年度 調査対象施設数：4,963、調査実施施設数：3,570（実施率：71.9%） ウ 平成25年度（平成25年4月1日現在） 調査対象施設数：27,953 (3) 低減措置実施市町村（（）内は低減措置実施施設数） ア 平成23年度 盛岡市(26)、宮古市(1)、大船渡市(25)、花巻市(2)、北上市(3)、一関市(323)、陸前高田市(12)、奥州市(133)、滝沢村(3)、金ヶ崎町(7)、平泉町(15)、山田町(2) イ 平成24年度 一関市(51)、釜石市(1)、奥州市(67)、平泉町(19)				1 市町村等の除染に対する支援 子どもの生活環境の除染が優先的におこなわれるよう、県単補助制度等により市町村を支援していく。 放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染を円滑に進めていくため、関連部局と連携し汚染状況重点調査地域として指定された3市町の除染計画等の実施を支援していく。																			

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【保健福祉部】 平成 23 年 9 月 28 日、空間放射線量の測定の結果、基準値を超えていた一関児童相談所については、低減措置として除染を行った。[再掲]</p>	<p>基準値を超えた場合は、速やかに除染措置を講ずる。</p>
<p>【県土整備部】 1 県管理施設 (1) 平成 23 年度 平成 24 年 3 月 21 日、空間線量率が低減措置の目安を超えた県営住宅 1 団地について、直ちに低減措置としての立入制限を行ったうえで、除染作業を実施。 (2) 平成 24 年度 金ヶ崎町の県営羽沢アパート 2 号棟（当時、外壁工事中）において、町基準（地上高 5cm で $1\mu\text{Sv/h}$）を超えた旨情報提供があり、直ちに立入制限（外壁足場利用、飛散防止）を行い、6/25 当該部分を測定したが、基準を超える数値が検出されず、外壁足場撤去後再度測定することとした。 8/20 再測定を実施し除染場所を確定、8/24 通常立入ができない敷地内の受水施設フェンス内に埋め戻す方式で除染を実施。[再掲]</p>	<p>県管理施設について、3 市町が策定する除染実施計画に基づき、市町等と協議・調整しながら、必要に応じて除染等の措置等を行う。</p>
<p>【医療局】 1 県立病院等 (1) 平成 23 年度 空間放射線量測定の結果、比較的高い値を示した県立病院院内保育所 1 施設（胆沢病院の院内保育所）について、1 箇所の除染を行った。 (2) 平成 24 年度 除染措置の実績無し。</p>	<p>基準値を超えた場合は、速やかに除染措置を講ずる。</p>
<p>【教育委員会】 1 県立学校及び県教育委員会所管施設 放射線量の測定の結果、局所的に空間線量率が高い値（$1\mu\text{Sv/h}$ 以上）の箇所があった場合は、速やかに除染作業を行うこととしている。 なお、平成 23 年度においては、測定結果が基準値を超えていた県南地区の 10 校において低減措置として除染作業を行い、平成 23 年 12 月 27 日までに 10 校全ての除染作業を完了した。 その後、基準値を超える箇所は測定されていない。 2 除染実施計画対象施設 一関市及び奥州市の除染実施計画に基づき、除染実施対象となる県立学校において、環境省の定めるガイドラインに沿った詳細測定を平成 24 年 6 月に実施し、詳細測定の結果平均値が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上であった県立学校 4 校のグラウンド等について、速やかに除染作業を実施することとし平成 24 年 8 月 7 日付で国へ交付申請。 平成 24 年 9 月 28 日付で交付決定があり、除染作業を実施。 平成 25 年 5 月までに全ての学校の除染作業を完了した。</p>	<p>1 県立学校及び県教育委員会所管施設 測定した結果、除染が必要と認められる箇所があった場合には、除染作業を行う。 2 除染実施計画対象施設 除染作業を完了。</p>

3 県立学校の牧草地

平成 24 年 2 月県立学校の農業教育実習で使用している牧草地の牧草から、国が設定した飼料中の放射性セシウムの暫定許容値（飼料中の放射性セシウムの暫定許容値：100 Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたため、県から牧草地の利用自粛要請が出された。

牧草地の除染が必要となった県立学校 3 校において、牧草地の除染作業を行い、平成 24 年 11 月までに 3 校全ての除染作業を完了した。

4 予算措置の状況 [再掲]

(金額単位：千円)

事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期
放射線対策費	H25	13,125	・県立学校における調査・測定、除染費用	当初
	H24	48,442	・県立学校における調査・測定、除染費用 ・県立学校牧草地除染費用 等	当初、6月、9月
	H23	7,163	・県立学校における調査・測定、除染費用	8月、2月
合計		68,730		

(金額単位：千円)

事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期
児童生徒放射線対策支援事業費	H25	28,812	・測定機器校正費用等 ・学校給食モニタリング事業費	当初
	H24	1,360	・測定機器校正費用 ・学校給食モニタリング事業費	当初、6月、9月
	H23	55,426	・放射線測定機器購入費用 ・岩手県学校給食設備整備費補助	8月、2月
合計		85,597		

※過年度は決算額を掲載。

3 県立学校の牧草地

今後、牧草地の除染が必要となった場合には、除染作業を行う。

3 県産食材等の安全確保に関する対応状況

取 組 状 況		課題と今後の対応方向																																			
<p>【総務部】</p> <p>1 県民に対する情報提供 県内の状況の概要を把握でき、県民の日常生活で活用しやすい情報提供を図るために、グラフィックを活用した新たなホームページの検討・開設。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>HP開設年月日</th> <th>内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年5月11日</td> <td>野生山菜の採取の注意喚起</td> </tr> <tr> <td>6月18日</td> <td>生活空間の放射線量</td> </tr> <tr> <td>8月9日</td> <td>健康への影響（内部被ばく）、岩手県産食品の安全性情報</td> </tr> <tr> <td>9月6日</td> <td>野生きのこの採取の注意喚起</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町村が実施する食品の放射性物質濃度の測定に係る支援 平成23年3月、市町村において農林水産物等の放射性物質濃度を測定する取組が広がっており、一定の要件(※)のもとで市町村から測定の要請があった場合には、関係部局がゲルマニウム半導体検出器により検査する体制を構築。 平成24、25年度においても、この体制を継続運用。 ※ 販売を目的とする食品（加工品を含む。）において、国の定める基準の1/2以上の値が検出された場合。</p> <p>3 野生きのこ、野生山菜の放射性物質濃度検査の実施（環境生活部・農林水産部共同）</p> <p>(1) 野生きのこ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年9月、全市町村を対象に「野生きのこ」の放射性物質濃度検査体制を構築（9/7市町村へ通知）。 9月5日、第1回測定（奥州市、西和賀町、洋野町）を実施し、10月30日の紫波町の測定実施で、平成24年度の全市町村検査を終了し、市町村及び流通関係者等からの測定依頼に基づく検査対応を継続。 平成25年度も全市町村検査を実施予定。 <p>(2) 野生山菜</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年2月、ごみとわらびを対象に全市町村検査（対象品目が出荷制限等の市町村は除く）を実施することとし、放射性物質濃度検査体制を構築。（2/22市町村へ通知）。産直施設等からの依頼に基づく精密検査も実施。 4月18日、第1回測定（山田町、わらび）を実施。6月4日の測定で終了。 <p>野生きのこ、野生山菜の国出荷制限指示、県出荷自粛要請の状況（H25.6.4現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">山菜類</td> <td>コシアブラ</td> <td>盛岡市、花巻市、遠野市、北上市、奥州市、住田町、釜石市</td> </tr> <tr> <td>ゼンマイ</td> <td>奥州市、一関市、住田町</td> </tr> <tr> <td>ワラビ</td> <td>奥州市、一関市、陸前高田市、平泉町</td> </tr> <tr> <td>セリ</td> <td>奥州市、一関市</td> </tr> <tr> <td>タケノコ</td> <td>奥州市、一関市、陸前高田市</td> </tr> <tr> <td>コゴミ</td> <td>花巻市、陸前高田市</td> </tr> <tr> <td>タラノメ</td> <td>一関市</td> </tr> <tr> <td>ミズ</td> <td>一関市</td> </tr> <tr> <td>フキ</td> <td>一関市</td> </tr> <tr> <td>サンショウ</td> <td>陸前高田市</td> </tr> <tr> <td>野生きのこ類</td> <td>8市町（遠野市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ケ崎町、平泉町）</td> </tr> </tbody> </table>		HP開設年月日	内 容 等	平成24年5月11日	野生山菜の採取の注意喚起	6月18日	生活空間の放射線量	8月9日	健康への影響（内部被ばく）、岩手県産食品の安全性情報	9月6日	野生きのこの採取の注意喚起	区 分	市町村	山菜類	コシアブラ	盛岡市、花巻市、遠野市、北上市、奥州市、住田町、釜石市	ゼンマイ	奥州市、一関市、住田町	ワラビ	奥州市、一関市、陸前高田市、平泉町	セリ	奥州市、一関市	タケノコ	奥州市、一関市、陸前高田市	コゴミ	花巻市、陸前高田市	タラノメ	一関市	ミズ	一関市	フキ	一関市	サンショウ	陸前高田市	野生きのこ類	8市町（遠野市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ケ崎町、平泉町）	<p>1 県民に対する情報提供 正確なデータの蓄積を継続するとともに、利用する県民の目線に立った分かりやすく利用しやすい情報提供を図る。</p> <p>2 市町村測定支援 市町村の要請により関係部局では検査への対応が必要となることから、要請に対応できる体制の整備が必要。</p>
HP開設年月日	内 容 等																																				
平成24年5月11日	野生山菜の採取の注意喚起																																				
6月18日	生活空間の放射線量																																				
8月9日	健康への影響（内部被ばく）、岩手県産食品の安全性情報																																				
9月6日	野生きのこの採取の注意喚起																																				
区 分	市町村																																				
山菜類	コシアブラ	盛岡市、花巻市、遠野市、北上市、奥州市、住田町、釜石市																																			
	ゼンマイ	奥州市、一関市、住田町																																			
	ワラビ	奥州市、一関市、陸前高田市、平泉町																																			
	セリ	奥州市、一関市																																			
	タケノコ	奥州市、一関市、陸前高田市																																			
	コゴミ	花巻市、陸前高田市																																			
	タラノメ	一関市																																			
	ミズ	一関市																																			
	フキ	一関市																																			
	サンショウ	陸前高田市																																			
野生きのこ類	8市町（遠野市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ケ崎町、平泉町）																																				

4 岩手県産食品の検査状況（環境生活部・農林水産部共同）

(1) 県等の検査体制

ア 農林水産物

国の指針に沿って県が策定した「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」等に基づき、県内で生産（収穫・漁獲）される農林水産物の主な品目について、主要産地市町村等を対象にモニタリングを実施。

イ 流通食品

食品衛生法に基づき食品衛生監視員が収去検査（食品関係施設から食品等無償で持ち帰り検査）を実施。

※ この他、各市町村や産地直売所、卸売市場等においても自主的に検査を実施。

(2) これまでの検査結果

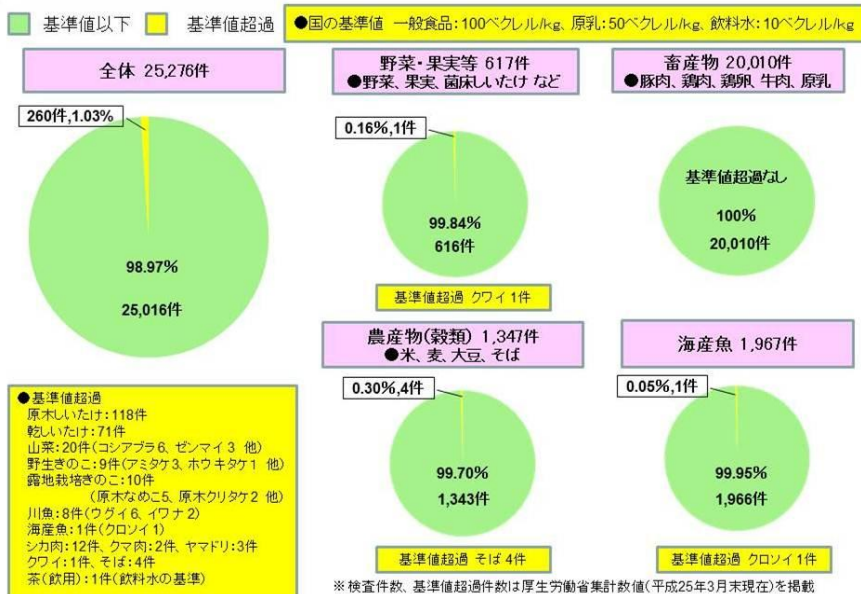
ア 平成23年度に開始してからこれまでの状況

- ・ 米、麦、大豆、野菜、果実、豚肉、鶏肉、鶏卵、原乳から国の基準値を超える放射性物質は検出されていない。
- ・ 牛肉については、全頭検査により安全性を確認し、平成24年3月23日以降、国の基準値を超える放射性物質は検出されていない。
- ・ 林産物、水産物などについては、一部を除き国の基準値を超える放射性物質は検出されていない。

イ 平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）の検査結果

検査総件数 25,276 件のうち、25,016 件（98.97%）は国の基準値以下で、国の基準値を超えたものは260件（1.03%）であった。（厚生労働省公表数値）

岩手県産食品の基準値適合状況(H24.4～H25.3月)



取 組 状 況	課題と今後の対応方向										
<p>【環境生活部】</p> <p>1 流通食品【資料編p19～20】</p> <p>(1) 平成23年度 暫定規制値超過が確認された牛肉については、直ちに店頭からの撤去及び回収等の措置を講じるよう要請をした。</p> <p>(2) 平成24年度</p> <p>① 「平成24年度岩手県食品衛生監視指導計画」に基づく流通食品の収去検査を計画的に実施した。 ア 検査実績（3月31日現在） 95件検査（ワラビ、フキ、ウルイ等の山菜や鶏卵、食肉、生鮮野菜等） ⇒ 全て基準値以下を確認し、ホームページで結果を公表。</p> <p>② 放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された牛肉の流通調査についても継続実施。</p> <p>③ 産地直売施設及び産直コーナーのあるスーパー等を対象に出荷制限指示及び出荷自粛要請が行われた食品の販売状況等に係る監視を適宜実施。</p> <p>(3) 平成25年度</p> <p>① 「平成25年度岩手県食品衛生監視指導計画」に基づく流通食品の収去検査を計画的に実施する。なお、春期は山菜を重点的に検査対象とする。 ア 検査実績（5月31日現在） 19件検査（セリ、シドケ等の山菜や、キュウリ、レタス等生鮮野菜等） ⇒ 1件基準値超過し、ホームページで結果を公表。（基準値超過品については販売者が自主回収）</p> <p>② 産地直売施設及び産直コーナーのあるスーパー等を対象に出荷制限指示及び出荷自粛要請が行われた食品の販売状況等に係る監視を適宜実施。</p> <p>※ 予算措置の状況 （単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="145 1308 1142 1424"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>年度</th> <th>金額</th> <th>事業概要</th> <th>措置時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品放射性物質検査強化事業費</td> <td>H25</td> <td>2,244</td> <td>流通食品の収去検査費用（放射性物質検査）</td> <td>当初</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 野生鳥獣肉 「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」（平成23年8月30日付事務連絡、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課通知）に基づき、野生鳥獣肉の検査を実施。</p> <p>(1) 平成23年度 野生鳥獣肉について、11市町32件（シカ22件、クマ8件、鳥類2件）の放射性物質検査を実施。 ⇒ 暫定基準値500ベクレル/kgを超過したクマ肉1件があったことから、当該地域で捕獲されたクマ肉の食用自粛を要請。また、捕獲時の解体作業時の適切な対応について注意喚起した。</p>	事業名	年度	金額	事業概要	措置時期	食品放射性物質検査強化事業費	H25	2,244	流通食品の収去検査費用（放射性物質検査）	当初	<p>1 流通食品 地域や過去の検査結果を踏まえた適切な検査品目の設定に努め、計画的な検査を実施。</p> <p>2 野生鳥獣肉 引き続き、シカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉のモニタリング検査を実施し、関係機関・団体等へ注意喚起を行う。</p>
事業名	年度	金額	事業概要	措置時期							
食品放射性物質検査強化事業費	H25	2,244	流通食品の収去検査費用（放射性物質検査）	当初							

取 組 状 況	課題と今後の対応方向																		
<p>(2) 平成 24 年度</p> <p>ア 有害捕獲等で捕獲された野生鳥獣肉について、検査実施（H24 年度実績 91 件：シカ肉 52 件、クマ肉 11 件、キジ肉 8 件、ヤマドリ肉 11 件、カルガモ肉 9 件）。</p> <p>イ シカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉については、複数の検体で基準値を超過したことから、国の原子力災害対策本部から県全域を対象とする出荷制限の指示が出されている。（シカ肉 7 月 26 日付、クマ肉 9 月 10 日付、ヤマドリ肉 10 月 22 日付）</p> <p>※野生鳥獣の場合は、移動性が高いため、原則、県全域を対象とした出荷制限指示</p> <p>(3) 平成 25 年度</p> <p>平成 24 年度に基準値を超過した市町村を中心に、有害捕獲等の状況に応じてシカ肉、クマ肉及びヤマドリ肉を対象に放射性物質検査を予定。</p>																			
<p>【農林水産部】</p> <p>1 農林水産物の計画的な検査の実施による安全性の確保</p> <p>(1) 検査計画に基づく検査【資料編 p 1 8】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内で生産される主要な農産物、特用林産物及び水産物を対象として四半期ごとに検査計画を策定し、放射性物質濃度を検査 平成 25 年度の検査対象品目については、厚生労働省通知（H25.3.19）を踏まえ設定 <table border="1" data-bbox="245 938 1150 1095"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成 24 年度</th> <th>平成 25 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象品目</td> <td>73 品目（農 40、畜 5、特林 11、水 15、その他 2）</td> <td>57 品目（農 27、畜 4、特林 11、水 15）^{注1・2}</td> </tr> <tr> <td>検査件数</td> <td>18,234 件^{注3}</td> <td>3,375 件（5 月末まで）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1）農：農産物、畜：畜産物、特林：特用林産物、水：水産物 注 2）厚生労働省通知（H25.3.19）：直近約 1 年間の検査結果では、基準値を超える食品の大部分を水産物、きのこ類、山菜類、野生鳥獣肉などが占めているため、葉菜類、果実の一部、表層沿岸魚類等を検査対象品目から削除 注 3）厚生労働省が集計した検査件数（p19）のうち本県が実施した検査件数</p> <p>2 基準値超過への対応等【資料編 p 2 1】</p> <p>(1) 大豆・そば</p> <ul style="list-style-type: none"> 大豆 1 か所、そば 3 か所で基準値を超過し、国において出荷制限指示、全袋検査を実施して、出荷制限を一部解除 <table border="1" data-bbox="218 1554 1150 1711"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>出荷制限の指示</th> <th>一部解除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大豆</td> <td>一関市旧磐清水村</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>そば</td> <td>盛岡市旧渋民村、一関市旧大原町、奥州市旧衣川村</td> <td>同左（奥州市旧衣川村については、出荷制限を継続</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 牛肉</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛の「出荷・検査方針」に基づき、適切な飼養管理の徹底や全頭検査・全戸検査を実施中 	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	対象品目	73 品目（農 40、畜 5、特林 11、水 15、その他 2）	57 品目（農 27、畜 4、特林 11、水 15） ^{注1・2}	検査件数	18,234 件 ^{注3}	3,375 件（5 月末まで）	品目	出荷制限の指示	一部解除	大豆	一関市旧磐清水村	同左	そば	盛岡市旧渋民村、一関市旧大原町、奥州市旧衣川村	同左（奥州市旧衣川村については、出荷制限を継続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期ごとの検査計画の策定 ○ 検査計画に基づき、県内で生産される農林水産物の検査を実施 ○ 全頭検査・全戸検査等の継続
区分	平成 24 年度	平成 25 年度																	
対象品目	73 品目（農 40、畜 5、特林 11、水 15、その他 2）	57 品目（農 27、畜 4、特林 11、水 15） ^{注1・2}																	
検査件数	18,234 件 ^{注3}	3,375 件（5 月末まで）																	
品目	出荷制限の指示	一部解除																	
大豆	一関市旧磐清水村	同左																	
そば	盛岡市旧渋民村、一関市旧大原町、奥州市旧衣川村	同左（奥州市旧衣川村については、出荷制限を継続																	

取 組 状 況		課題と今後の対応方向																									
<p>(3) 原木しいたけ</p> <p>① 国の出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況 (H25. 6. 4 現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原木しいたけ (露地栽培)</td> <td>13 市町 (花巻市、遠野市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、山田町)</td> </tr> <tr> <td>〃 (施設栽培)</td> <td>2 市 (奥州市、一関市)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1) 国出荷制限指示：原木しいたけ (露地栽培)、県出荷自粛要請：原木しいたけ (施設栽培) 2) 盛岡市の原木しいたけ (露地栽培) への国の出荷制限指示について、H25. 4. 8 に解除</p> <p>② 出荷制限解除、生産再開に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標値を超過した原木・ホダ木の処理、落葉層除去等によるホダ場環境整備 ・ 新たな栽培方法としての簡易ハウスによるモデル的な整備 ・ つなぎ融資による生産者の経営支援 ・ ホダ木更新に必要な安全な原木の確保 <p>③ しいたけの安全性確保に向け、出荷制限対象外の市町村での原木しいたけ、乾しいたけの出荷前全戸検査の実施 (H25. 3 から)</p>		品目	市町村	原木しいたけ (露地栽培)	13 市町 (花巻市、遠野市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、山田町)	〃 (施設栽培)	2 市 (奥州市、一関市)	<p>○ 生産者へのつなぎ融資の利用に向けた団体指導</p> <p>○ 原木確保対策に係る関係者との継続協議</p> <p>○ 出荷制限解除に向けた検査計画や出荷管理について国と引き続き協議</p> <p>○ つなぎ融資の対象を拡大し、新たに施設栽培に取り組む生産者の負担を軽減</p>																			
品目	市町村																										
原木しいたけ (露地栽培)	13 市町 (花巻市、遠野市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町、大船渡市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、山田町)																										
〃 (施設栽培)	2 市 (奥州市、一関市)																										
<p>(4) 野生山菜・きのこ類</p> <p>① 国の出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の状況 (H25. 6. 4 現在) 【再掲】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">山菜類</td> <td>コシアブラ</td> <td>盛岡市、花巻市、遠野市、北上市、奥州市、住田町、釜石市</td> </tr> <tr> <td>ゼンマイ</td> <td>奥州市、一関市、住田町</td> </tr> <tr> <td>ワラビ</td> <td>奥州市、一関市、陸前高田市、平泉町</td> </tr> <tr> <td>セリ</td> <td>奥州市、一関市</td> </tr> <tr> <td>タケノコ</td> <td>奥州市、一関市、陸前高田市</td> </tr> <tr> <td>コゴミ</td> <td>花巻市、陸前高田市</td> </tr> <tr> <td>タラノメ</td> <td>一関市</td> </tr> <tr> <td>ミズ</td> <td>一関市</td> </tr> <tr> <td>フキ</td> <td>一関市</td> </tr> <tr> <td>サンショウ</td> <td>陸前高田市</td> </tr> <tr> <td>野生きのこ類</td> <td>8 市町 (遠野市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ヶ崎町、平泉町)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 安全性確保に向けた取組</p> <p>ア 25 年産の野生山菜の全市町村検査</p> <p>「こごみ」と「わらび」を対象に全市町村を検査 (対象品目が出荷制限等の市町村を除く)</p> <p>イ 産直等による自主的検査</p> <p>産地直売所等が安全性確保のために自主的な放射性物質検査を行い、一定以上の放射性物質が検出された場合にあっては、産地直売所等からの依頼のに基づき、県が精密検査</p>		区 分	市町村	山菜類	コシアブラ	盛岡市、花巻市、遠野市、北上市、奥州市、住田町、釜石市	ゼンマイ	奥州市、一関市、住田町	ワラビ	奥州市、一関市、陸前高田市、平泉町	セリ	奥州市、一関市	タケノコ	奥州市、一関市、陸前高田市	コゴミ	花巻市、陸前高田市	タラノメ	一関市	ミズ	一関市	フキ	一関市	サンショウ	陸前高田市	野生きのこ類	8 市町 (遠野市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ヶ崎町、平泉町)	<p>○ 野生きのこの検査依頼への対応と産直施設への情報提供</p>
区 分	市町村																										
山菜類	コシアブラ	盛岡市、花巻市、遠野市、北上市、奥州市、住田町、釜石市																									
	ゼンマイ	奥州市、一関市、住田町																									
	ワラビ	奥州市、一関市、陸前高田市、平泉町																									
	セリ	奥州市、一関市																									
	タケノコ	奥州市、一関市、陸前高田市																									
	コゴミ	花巻市、陸前高田市																									
	タラノメ	一関市																									
	ミズ	一関市																									
	フキ	一関市																									
	サンショウ	陸前高田市																									
野生きのこ類	8 市町 (遠野市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、金ヶ崎町、平泉町)																										

取 組 状 況		課題と今後の対応方向																														
<p>(5) 水産物</p> <p>① 国の出荷制限指示及び県の出荷自粛要請（H25. 6. 4 現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">海産魚</td> <td>スズキ</td> <td>三陸南部沖海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域)</td> </tr> <tr> <td>クロダイ</td> <td>三陸南部沖海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域)</td> </tr> <tr> <td>ヒラメ</td> <td>三陸南部沖のうち金華山以北の海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県石巻市金華山頂上正東線までの海域)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">川魚</td> <td>イワナ</td> <td>磐井川、砂鉄川</td> </tr> <tr> <td>ウグイ</td> <td>大川、北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む、一部除外水域あり）、気仙川</td> </tr> <tr> <td>ヤマメ</td> <td>衣川、磐井川</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 牧草等</p> <p>① 牧草の利用自粛要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国の暫定許容値超過</td> <td>14 市町村（盛岡市(玉山区、旧築川村の一部)、花巻市（大迫南東部）、遠野市(北西部、北東部、南部)、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市(南部、矢作)、釜石市、滝沢村（東部）、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町(南部)、一戸町)</td> </tr> <tr> <td>原乳対策のための自粛要請(※)</td> <td>2 市（盛岡市、北上市）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農業団体等からの要請を受け、原乳 10 ベクレル未満対策として、搾乳牛に対して 50bq/kg を超過した牧草の利用自粛を要請</p> <p>② 牧草地の除染</p> <ul style="list-style-type: none"> 除染実績及び今後の計画 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象面積</th> <th>H24 実績</th> <th>H25 計画</th> <th>H26 計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13,606ha</td> <td>6,173ha</td> <td>6,346ha</td> <td>1,087ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 対象面積は、耕起不能箇所 2, 223ha を除いた面積</p>		区分	対象地域	海産魚	スズキ	三陸南部沖海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域)	クロダイ	三陸南部沖海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域)	ヒラメ	三陸南部沖のうち金華山以北の海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県石巻市金華山頂上正東線までの海域)	川魚	イワナ	磐井川、砂鉄川	ウグイ	大川、北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む、一部除外水域あり）、気仙川	ヤマメ	衣川、磐井川	区分	市町村	国の暫定許容値超過	14 市町村（盛岡市(玉山区、旧築川村の一部)、花巻市（大迫南東部）、遠野市(北西部、北東部、南部)、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市(南部、矢作)、釜石市、滝沢村（東部）、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町(南部)、一戸町)	原乳対策のための自粛要請(※)	2 市（盛岡市、北上市）	対象面積	H24 実績	H25 計画	H26 計画	13,606ha	6,173ha	6,346ha	1,087ha	<p>○ 出荷制限等の解除に向けた検査を実施</p> <p>○ 25 年度内に農家等委託施工の完了</p> <p>○ 耕起不能地の対応等について、現地工程会議で検討中</p>
区分	対象地域																															
海産魚	スズキ	三陸南部沖海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域)																														
	クロダイ	三陸南部沖海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県福島県境界正東線までの海域)																														
	ヒラメ	三陸南部沖のうち金華山以北の海域 (岩手県宮城県境界正東線から宮城県石巻市金華山頂上正東線までの海域)																														
川魚	イワナ	磐井川、砂鉄川																														
	ウグイ	大川、北上川のうち四十四田ダムの下流（支流を含む、一部除外水域あり）、気仙川																														
	ヤマメ	衣川、磐井川																														
区分	市町村																															
国の暫定許容値超過	14 市町村（盛岡市(玉山区、旧築川村の一部)、花巻市（大迫南東部）、遠野市(北西部、北東部、南部)、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市(南部、矢作)、釜石市、滝沢村（東部）、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町(南部)、一戸町)																															
原乳対策のための自粛要請(※)	2 市（盛岡市、北上市）																															
対象面積	H24 実績	H25 計画	H26 計画																													
13,606ha	6,173ha	6,346ha	1,087ha																													

取 組 状 況				課題と今後の対応方向																
③ 放射性物質の影響を受けた牧草、稲わらの処理				○ 牧草等の農家保管の負担軽減や焼却に向け、一時保管、集中保管等の施設の設置等への支援 ○ 事業要件である農業生産工程管理(GAP)の策定支援 ○ 農家の意向を踏まえ、集中管理施設での受入実施 ○ 流通が滞る樹皮の処理を支援 ○ 引き続き、各種媒体を活用し県産農林水産物の魅力をPR ○ 首都圏等での商談会開催や県外・海外バイヤーを招いての産地見学会等を実施																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>発生量①</th> <th>処理実績②</th> <th>②/①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牧草</td> <td>19,856 t</td> <td>6,866 t</td> <td>34.5%</td> </tr> <tr> <td>稲わら</td> <td>583 t</td> <td>168 t</td> <td>28.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,439 t</td> <td>7,034 t</td> <td>34.4%</td> </tr> </tbody> </table>					区分	発生量①	処理実績②	②/①	牧草	19,856 t	6,866 t	34.5%	稲わら	583 t	168 t	28.8%	計	20,439 t	7,034 t	34.4%
区分	発生量①	処理実績②	②/①																	
牧草	19,856 t	6,866 t	34.5%																	
稲わら	583 t	168 t	28.8%																	
計	20,439 t	7,034 t	34.4%																	
※国の責任において処理する牧草(58 t)、稲わら(288 t)を含む																				
・ 利用自粛の対象となった牧草の中長期保管のためのペレット化を支援																				
④ 廃用牛の適正出荷に向けた飼い直し																				
・ 集中管理施設での受入頭数：694頭(金ケ崎町142頭、八幡平市213頭、一関市339頭)																				
(7) 林産物等																				
・ 放射性物質の影響により、一部流通が滞っていた樹皮の処理を円滑に進めるため、処理に要する経費について補助(H25.6月補正予算(案)42,100千円)																				
3 農作物等の適切な生産管理																				
・ 県産農作物への放射性物質の影響を防止し、消費者が安心できる安全な県産農産物を提供することを目的に、「農作物生産管理マニュアル」を作成(H24.2.8) ・ マニュアルを活用した農業者等への営農講習を実施(8普及センター、60回)																				
4 消費者の信頼回復																				
県内外のイベントやフェア等において、牛肉など県産農林水産物の安全性を発信																				
(1) 平成25年度																				
① 県産農林水産物の安全・安心のPR【資料編p24～27】																				
「安全に対して妥協しない」岩手の姿勢をアピールし、消費者の購買行動につながるような情報発信を実施(女性誌、旅行や料理専門誌等を用いた情報発信等)																				
② 販路の回復・拡大【資料編p24～27】																				
・ 消費者を対象とした取組 子供を持つ40代以下の女性などの消費者を対象に、首都圏等の飲食店と連携したプロモーションの実施や中京圏の量販店での岩手県フェアの開催、HP「いわて食財倶楽部」での情報発信等																				
・ 実需者を対象とした取組 バイヤーやシェフを招聘した産地交流会や広域振興局と連携したミニ商談会の開催、実需者向けカタログの更新等																				
③ 知事等によるトップセールス【資料編p23～24】																				
・ 食の大商談会やいわて牛の集いなどで知事、副知事によるトップセールスを実施(計7回)																				

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【県南広域振興局】</p> <p>1 土壌、飼料等及び牛肉の放射線影響対策</p> <p>(1) 汚染稲わら・牧草等</p> <p>① 汚染された稲わらについては、一関市内33箇所でのビニールハウス等の一時保管施設で保管中。 牧草の一時保管対策については、平成25年3月1日～5月2日に一関農林振興センターが一関市住民説明会に出席し、市とともに住民に対し説明。</p> <p>② 平成24年2月6日から一関市では、大東清掃センターにおいて汚染牧草の焼却を開始。焼却灰への放射性セシウムの移行を避けるため、焼却量は日量5 t程度に抑えており、1,600 tと推定される汚染牧草在庫（暫定許容値変更前の量）の焼却には平成25年8月頃まで要する見込み。</p> <p>③ 平成24年8月6日～10日まで、遠野市清養園クリーンセンターごみ焼却施設において、汚染牧草の試験焼却を実施。 畜産農家説明会（8/30～9/21：8 会場）、市民説明会（9/18～9/21：9 会場）を開催し、概ね理解が得られたことから、11月29日から本焼却を開始し、コンパクト牧草（約34 t）については、平成25年2月上旬で焼却を終了し、現在は、ロール牧草を焼却中。（5月末までの実績：146t、2/1から焼却量を1 t/日→1.5 t/日に拡大） ロールの集中保管施設を、市内3箇所（新設2箇所、既存施設利用1箇所）に設置し、6月末までにロール牧草全量の搬入を完了する予定。（推定量：1,656t）</p> <p>(2) 牧草の利用自粛要請関係</p> <p>① 牧草地の除染対策については、県農業公社が事業主体となり「牧草地再生対策事業」により、一関、千厩地区で表層土の放射性物質濃度の低減対策を実施中。 一関地区においては、農家説明会（平成25年3月：4会場）や資料の全戸配布（平成25年2月）などによる周知及び農家等委託施工の資材発注取りまとめなど、より円滑な実施に向け、農業公社を支援しながら事業を推進。 遠野地区においては、暫定許容値改正に係る農家説明会（平成24年2月～3月：5会場）を開催するとともに、除染に係る説明会（平成24年5月：9会場）、農家委託施工に係る説明会（平成24年6月：5会場）等を開催し、牧草の利用自粛や牧草地再生対策事業への参加及び協力を呼びかけた。 奥州地区の牧草地再生対策事業については、平成25年度の第1回現地工程会議を4月12日に開催し、計画的に除染対策を推進。</p> <p>② 平成24年の公共牧場の牧草検査の結果、国の基準値を超過したことにより、県南の11公共牧場（奥州市、金ケ崎町、遠野市、一関市、平泉町）が放牧中止</p> <p>③ 奥州市江刺区の阿原山牧場では、除染の結果、対象の7圃場全てが利用可能となり、放牧地97haで2年ぶりに放牧を再開した。（平成25年6月3日）</p> <p>(3) 安全な畜産物の出荷</p> <p>酪農・肉用牛繁殖農家からの廃用牛出荷については、食肉中の放射性セシウムが暫定規制値を超過する可能性があることから、牧草の調査結果からの推定式により出荷可能日を特定し、出荷可能日以前の廃用牛については、集中保管施設において飼い直し（放射性セシウムを含まない飼料を給与）を行った後に出荷するよう指導。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金ケ崎集中管理施設 106頭（6/4 現在） ・ 一関集中管理施設 263頭（5/24 現在） 	<p>○ 汚染牧草の円滑な処理の促進が必要</p> <p>○ 利用自粛牧草等処理円滑化事業の助成対象として、計画策定及び交付事務の適切な実施</p> <p>○ 早期の除染対策を進める必要があり、引き続き、計画的に除染を実施していく。</p> <p>○ 除染後、暫定許容値を超過したほ場の再除染の実施。</p> <p>○ 他地域での受入可能な公共牧場との調整</p>

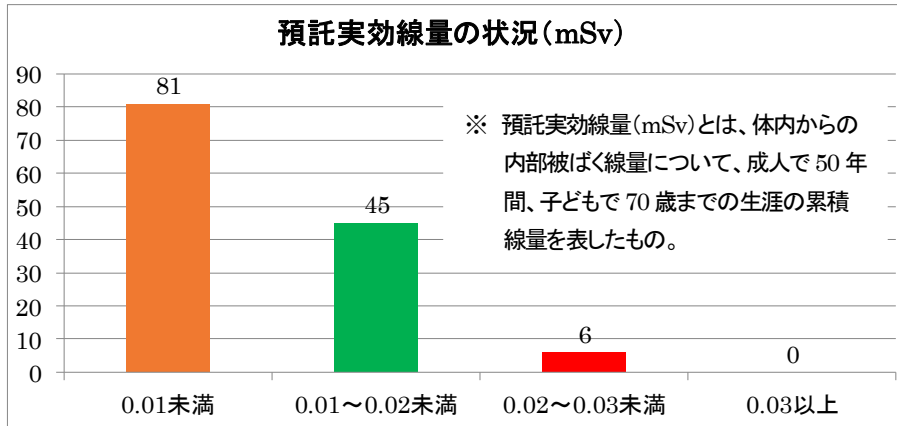
取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>2 風評被害対策</p> <p>(1) 「いわての食財サポーター育成支援事業」の実施（平成24年度） 予算額：48,021千円（広域振興推進費）※東日本大震災復興推進事業補助金活用（農林水産省管） 震災や原発事故からの早期復興を図るため、作る（生産）、料理する（加工）、食べる（消費）側でのサポーター意識の醸成やネットワークを構築し、安全・安心なブランド産地を強力にPRすることで、生産者が元気に経営できる環境を提供することを目的に、各広域振興局や県外事務所と連携して事業を展開。</p> <p>【主な実施事業】</p> <p>（県外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いわて食財のタベ交流会 in 名古屋」（8/30 愛知県ウェスティンホテル名古屋） ・ 「秋のいわてフェア in 北摂津会」（11/1～30 大阪府） ・ ソウルオブ東北”東北のこころと食”～いわて三陸の未来価値創造2013～（12/17 東京都 インターコンチネンタル東京ANA） <p>（県内広域局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわて食財サポーター交流プロジェクト（6/6 県南地区、7/23 洋野町） ・ いわての食財料理コンクール（本選・表彰式：11/1 サンセール盛岡） ・ 全国山ぶどう博覧会（11/9 久慈市） <p>（県南局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いわてバーガーフェスティバル in 花巻（11/4 花巻市交流会館） ・ 一関地方「美味いわい」プロジェクト（11/6～12/12 一関市他） <p>（広報等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「いわにちりビングun」、月刊「acute」連載（各4回） ・ 「食からの復興応援メッセージDVD」制作 ・ いわての食財料理コンクールレシピ集の発行（5,000部 県内調理関係団体等を通じて県内各地の飲食店へ配布12/28） <p>3 しいたけに係る放射線影響対策</p> <p>(1) 平成23年度</p> <ol style="list-style-type: none"> ① しいたけ原木、ほだ木について、市、町、集出荷団体の協力を得て自主検査を実施するよう指導。3月26日現在で原木68検体、ほだ木30検体を自主検査済み。 ② 平成23年度産乾しいたけの出荷自粛を受け、生産者に対する説明会を開催。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 奥州地区（2月17日、3月8日、26日）、一関地区（2月17日、3月15日） <p>(2) 平成24年度</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 出荷するしいたけの安全性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ア 出荷前全戸検査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 国の基準値を超過した市町村に対し出荷自粛要請等。 <ul style="list-style-type: none"> ・ しいたけ(原木)： 西和賀町を除き、出荷制限指示。 ・ 乾しいたけ(原木)： 平泉町・西和賀町を除き、出荷自粛を要請。 イ モニタリング検査によりしいたけ(菌床)の安全性を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県産食材の良さを広く県内外の料理人や消費者に認知していただくとともに、更なる産業振興につながる仕掛けが必要 ○ 食財サポーター登録制度や、本事業を通じてできた各種団体、組織及び企業とのつながりを継続して活かしていくための体制づくり（全県下）が必要

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>② 安全安心なしいたけ生産体制の確保</p> <p>ア ほだ木全戸検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査機器導入設置 (5/30 一関農林振興センター、5/31 県南局林務部) ・ 検査結果： <ul style="list-style-type: none"> 花巻管内 指標値超過本数 368 千本 (超過率 45%) 遠野管内 指標値超過本数 126 千本 (超過率 35%) 奥州管内 指標値超過本数 378 千本 (超過率 91%) 一関管内 指標値超過本数 2,722 千本 (超過率 100%) ・ 指標値 (50 Bq/kg) を超えるほだ木の使用自粛を要請 <p>イ 8月24日～12月27日 指標値超過ほだ木等処理に係る説明会を開催、岩手県さきのこ原木等処理事業の活用を指導</p> <p>ウ 10月1日～2月28日 安全な原木確保のための原木林調査を実施</p> <p>エ 10月24日～3月15日 指標値超過ほだ木の一時保管作業に着手</p> <p>オ 3月1日～3月18日 今後のしいたけの栽培方法について生産者説明会を開催</p> <p>③ 東京電力に対する損害賠償請求の支援</p> <p>ア 4月27日～9月14日 主に系統出荷生産者対象の生産者説明会開催</p> <p>イ 6月29日～11月15日 系統出荷以外生産者に対する個別相談会の開催</p>	<p>○ 指標値以下のほだ木から発生するしいたけの検査を実施⇒基準値(100 Bq/kg)を超えた場合は、ほだ木を再検査し、安全なほだ木の絞り込みを継続</p> <p>○ 指標値超過ほだ木の一時保管作業の追加実施とほだ場の環境改善を促進 岩手県さきのこ原木等処理事業の活用</p> <p>○ 安全なしいたけ生産再開に向けて、施設栽培の促進と放射性物質影響を低減するための栽培管理手法の普及・定着</p> <p>○ 集出荷団体等による東京電力への損害賠償請求が行われ、速やかに支払いが行われるよう支援</p>

4 子どもの健康への影響対策

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【総務部】</p> <p>1 私立学校の測定・除染</p> <p>(1) 平成23年度</p> <p>ア 幼稚園（83園）・小中学校（3校）は市町村により全校調査済。</p> <p>イ 高等学校等全14校中11校で調査済。</p> <p>ウ 幼稚園14園、高等学校3校計17校で、1 μ Sv/hを超える箇所（雨樋、排水口等）が発見。16校は除染済み、1校は平成24年度に除染済み。〔再掲〕</p> <p>(2) 平成24年度</p> <p>ア 各学校設置者が、それぞれ必要に応じ実施。</p> <p>イ 幼稚園及び小中学校、高等学校並びに特別支援学校計100校のうち、市町村が76校を測定。（平成25年2月時点）</p> <p>ウ 測定を実施した計4校で1 μ Sv/hを超える箇所が発見され、2校は除染済み。（平成25年2月時点）</p> <p>エ 県、私立学校運営費補助により経費の一部を助成。</p> <p>(3) 平成25年度</p> <p>ア 各学校設置者が、それぞれ必要に応じ実施。</p> <p>イ 12市町村が幼稚園及び小中学校、高等学校並びに特別支援学校の測定を実施予定。</p> <p>ウ 県は、私立学校運営費補助により経費の一部を助成。</p> <p>2 私立学校の学校給食への対応</p> <p>平成24年度以降の、私立学校における給食食材に関する対応は、次の通り。</p> <p>ア 各学校設置者が、それぞれ必要に応じ実施。</p> <p>イ 給食を実施している幼稚園・小中学校、特別支援学校計83校のうち、市町村の給食センター等で23校の測定を実施（平成25年2月時点）。業者委託している学校では、業者の安全管理体制に委ねているところが大半。</p> <p>ウ 測定器を設置している県立学校や市町村への依頼測定が可能であることから、各学校の事情に応じ、これらに活用を促進。</p> <p>エ 県は、私立学校運営費補助により経費の一部を助成。</p>	<p>1 私立学校への対応</p> <p>今後とも測定状況等の把握を行うとともに放射線影響対策に係る学校への情報提供に努める。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【環境生活部】</p> <p>1 市町村等の除染に対する支援</p> <p>(1) 助成制度の活用状況</p> <p>平成 23 年 9 月 26 日、放射線の影響から学校等における安全・安心を確保するため、学校等における放射線量測定及び土壌の除染について、市町村等への助成制度を創設。</p> <p>ア 平成 23 年度助成実績 調査事業 19 市町村等、低減事業 7 市町村等</p> <p>イ 平成 24 年度助成実績 低減事業 1 市（調査事業なし。）</p>	<p>1 市町村等の除染に対する支援</p> <p>子どもの生活環境の除染が優先的におこなわれるよう、県単補助制度等により市町村を支援していく。</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染を円滑に進めていくため、関連部局と連携し汚染状況重点調査地域として指定された 3 市町の除染計画等の実施を支援していく。</p>
<p>【保健福祉部】</p> <p>1 放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング検査）</p> <p>(1) 平成 23 年度調査【資料編 p 28】</p> <p>[予算：H23 年度予備費充当 放射線健康影響調査費 2,556 千円]</p> <p>大人に比べて放射線による影響（感受性）が高いといわれている子どもの内部被ばく状況を確認するため、県内で比較的空間線量が高い県南部を中心に 15 歳以下の住民を対象として放射線健康影響調査を実施。</p> <p>ア 調査期間 平成 23 年 12 月 1 日～平成 24 年 3 月 2 日</p> <p>イ 調査方法等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの尿 2 リットル連続採尿（保健所から搬送） ・ 環境保健研究センターで測定（測定時間 30 分又は 60 分/件） ・ 放射線医学総合研究所開発ソフトにより預託実効線量推計 ・ 調査対象者数 132 人 （一関市 60 人、奥州市 36 人、宮古市・金ヶ崎町・平泉町各 12 人） <p>ウ 有識者会議における全体評価 放射性セシウムによる預託実効線量は、最大でも 0.03mSv 未満という結果であり、全員が 1mSv をはるかに下回っていることから、<u>放射線による健康影響はきわめて小さいと考えられる。</u></p>	



(2) 平成24年度調査【資料編p28~29】

[予算：H24年度9月補正 放射線健康影響調査費 3,307千円]

尿中放射性物質の推移をモニタリングし、そのリスク評価を分かりやすく県民に示すリスクコミュニケーションの観点から、平成23年度実施の放射線健康影響調査の対象となった子どもについて、現時点における内部被ばく状況を調査するため、放射線健康影響調査の継続調査を実施。

ア 調査期間

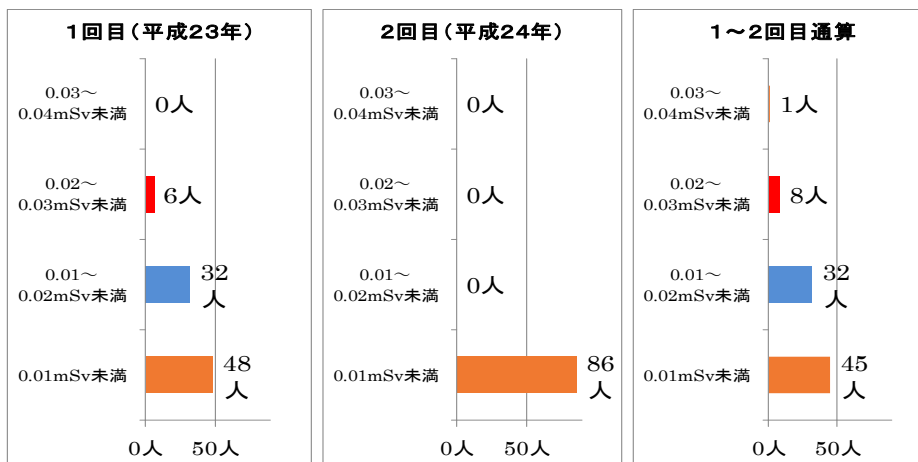
平成24年10月15日～平成25年1月25日

イ 調査方法等

- ・ 調査方法は、平成23年度と同様。
- ・ 調査対象者は、平成23年度調査対象者のうち継続調査に協力が得られた86人。

ウ 有識者会議における全体評価

尿中の放射性セシウムの量は減少しており、預託実効線量も0.01mSv未満であることから、放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。



取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<div data-bbox="177 253 1150 427" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【預託実効線量の算出方法】</p> <p>1回目は、原発事故発生時から1回目調査時(平成23年12月頃)までの慢性経口摂取とした。 2回目は、1回目調査終了日翌日を起点とし、2回目調査時(平成24年11月頃)までとして算出。 1～2回目通算は、個々の調査対象者につき1回目と2回目を合計した預託実効線量。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回 平成24年11月26日(月) 主な協議内容：継続調査の進め方(1日尿量の推計方法、預託実効線量の算定方法)について ・ 第2回 平成25年1月25日(金) 主な協議内容：継続調査結果の評価について <p>2 放射線健康相談等支援事業費補助【資料編p30】</p> <p>[予算：H24年度9月補正 放射線健康相談等支援事業費補助 34,650千円]</p> <p>ア 事業内容 住民に身近な相談窓口である市町村が実施する放射線による健康リスクや内部被ばくに関する個別健康相談等次の事業に要する経費の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援等事業 ・ 内部被ばく検査事業 <p>イ 対象市町 放射線汚染状況重点調査地域である奥州市、一関市及び平泉町</p> <p>ウ 補助率 1/2</p> <p>エ 補助基準額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援等事業 奥州市・一関市 6,000,000円、平泉町 1,800,000円 ・ 内部被ばく検査事業 一人当たり15,000円 <p>オ 内部被ばく検査申込状況(平成25年2月5日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奥州市 1,383人 ・ 一関市 1,660人 ・ 平泉町 135人 	

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【教育委員会】</p> <p>1 学校等の測定・除染</p> <p>(1) 校地内空間線量率等の測定・除染</p> <p>ア 平成23年7月～9月、県南地区小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率、プール（水）等の放射線量のサンプリング調査を実施。</p> <p>イ 平成23年9月～11月、業者委託により全県立学校の校地内空間線量率測定を実施。</p> <p>⇒ 測定結果、基準値を超えていた県南地区の10校については低減措置として、除染作業を行い、平成23年12月27日までに10校全ての除染作業を完了。</p> <p>ウ 現在、全県立学校で、定期的に（原則月1回）測定を行っており、局所的に高い値（$1.0\mu\text{Sv/h}$以上）の値は測定されていない。</p> <p>また、県教育委員会所管の他施設については、各施設指定管理者において、平成23年12月中に測定を行い、測定の結果、基準値を超える箇所はなかった。</p> <p>その後も定期的に測定を行っているが、局所的に高い値（$1.0\mu\text{Sv/h}$以上）の値は測定されていない。</p> <p>(2) 除染実施計画対象施設の除染</p> <p>一関市及び奥州市の除染実施計画に基づき、除染実施対象となる県立学校において、環境省の定めるガイドラインに沿った詳細測定を平成24年6月に実施し、詳細測定の結果平均値が$0.23\mu\text{Sv/h}$以上であった県立学校4校のグラウンド等について、速やかに除染作業を実施することとし平成24年8月7日付で国へ交付申請。</p> <p>平成24年9月28日付で交付決定があり、除染作業を実施。</p> <p>平成25年5月までに全ての学校の除染作業を完了した。</p> <p>(3) 県立学校の牧草地の除染</p> <p>平成24年2月県立学校の農業教育実習で使用している牧草地の牧草から、国が設定した飼料中の放射性セシウムの暫定許容値（飼料中の放射性セシウムの暫定許容値：100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたため、県から牧草地の利用自粛要請が出された。</p> <p>牧草地の除染が必要となった県立学校3校において、牧草地の除染作業を行い、平成24年11月までに3校全ての除染作業を完了した。</p> <p>2 学校給食への対応【資料編p30～31】</p> <p>(1) 県立学校における測定等</p> <p>学校給食を自校で調理している県立学校（特別支援学校8、夜間定時制学校3）に測定機器を設置し、平成24年6月から測定を実施。</p> <p>併せて、市町村に対し測定機器を購入する際の費用を助成。</p> <p>また、県内全域に学校給食用食材を供給している公益財団法人岩手県学校給食会へ、消費者庁の貸与機器を設置し、測定業務の委託を実施。</p> <p>なお、平成25年5月末までに基準値を超えた事例はない。</p>	<p>1 学校等の測定・除染</p> <p>(1) 校地内空間線量率等の測定・除染</p> <p>測定した結果、除染が必要と認められる箇所があった場合には、除染作業を行う。</p> <p>(2) 除染実施計画対象施設の除染</p> <p>除染作業を完了した。</p> <p>(3) 県立学校の牧草地</p> <p>今後、牧草地の除染が必要となった場合には、除染作業を行う。</p> <p>2 学校給食への対応</p> <p>(1) 県立学校における測定等</p> <p>引き続き測定を行っていく。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>ア 測定対象 流通市場を通じない食材（産地直売所や個人農家などから直接仕入れる地場産物（野菜類）等）で給食に使用予定であり、かつ使用量の多い食材。 児童生徒への提供後の学校給食等（寄宿舎における提供食を含む）</p> <p>イ 測定核種 セシウム 134、セシウム 137</p> <p>ウ 基準値を超えた場合の対応 学校等による検査で国が定める基準値の 1/2 以上の値が検出された場合、県において再検査を実施し、再検査において国が定める基準値を超える値が検出された場合は、給食食材として使用しないものとする。 なお、測定機器を持たない市町村等からの依頼調査にも対応している。</p> <p>(2) 学校給食モニタリング事業 提供後の学校給食一食分についてのモニタリング検査の実施により、学校給食における放射性物質の有無や量について把握・分析し、より一層の学校給食に対する安心の確保につなげていくことを目的として、文部科学省の委託を受け平成 24 年度から事業を実施。平成 25 年度においても 5 月からモニタリング検査を開始。</p> <p>ア 平成 24 年度</p> <p>① モニタリング対象市町村（施設） 紫波町、大船渡市、大槌町、普代村、県立前沢明峰支援学校 ※実施市町村等は、希望調査及び地域バランス等を考慮し選定。</p> <p>② 検査期間 平成 24 年 10 月～平成 25 年 2 月（2 学期～3 学期 冬季休業中は除く） 検査は、隔週ごとに実施し、全施設同時期に全 9 回の検査を行った。</p> <p>③ 検査方法 ゲルマニウム半導体検出器を用いたガンマ線スペクトロメトリーによる核種分析法により、児童・生徒に提供されている学校給食 1 人分を 1 週間（月～金の 5 食分）ごとにまとめて検査。※祝日等で 5 日分の給食が確保できない場合は、5 日未満の日数で検査を実施。 ◆検査期間：社団法人岩手県薬剤師会・会営 岩手県医薬品衛生検査センター ◆測定機器：ゲルマニウム半導体検出器</p> <p>④ 検査結果 全施設、全ての検査において、放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137 いずれも検出されなかった。（検出限界値：各核種 1 Bq/kg）</p> <p>イ 平成 25 年度</p> <p>① モニタリング対象市町村（施設） 紫波町、大船渡市、大槌町、普代村、県立前沢明峰支援学校 ※実施市町村等は、希望調査及び地域バランス等を考慮し選定。</p> <p>② 検査期間 平成 25 年 5 月～平成 26 年 2 月（夏季・冬季休業中は除く） 検査は、隔週ごとに実施し、原則として全施設が同時期に行う。</p> <p>③ 検査方法 平成 24 年度と同様。</p>	<p>(2) 学校給食モニタリング事業 平成 24 年度のモニタリング検査期間が秋冬であったことから、平成 25 年度においては、春夏を含めた 1 年間を通じたモニタリング検査を実施する。</p>

5 損害賠償請求への取組について

(1) 民間の損害賠償請求

取 組 状 況	課題と今後の対応方向										
<p>【商工労働観光部】</p> <p>1 東京電力に対する観光風評被害の損害賠償請求状況【資料編p32】 各事業者が、観光業に係る風評被害について、東京電力に対して請求している。 観光に関する請求合計 118 件約 21 億 15 百万円のうち支払済 97 件約 14 億 62 百万円（平成 25 年 5 月末現在）</p> <p>2 損害賠償等に関する相談窓口 平成 25 年度商工企画室に設置 予算措置の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>年度</th> <th>予算額</th> <th>事業概要</th> <th>措置時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商工・観光風評対策事業費</td> <td>H25</td> <td>23,110 千円</td> <td>事業者等からの相談等対応・風評払しょくのための情報発信</td> <td>当初</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 損害賠償に係る説明会・連絡会議</p> <p>(1) 観光風評被害</p> <p>ア 市町村・観光団体担当者向け説明会 平成24年10月23日（23市町村・40団体、47名参加）</p> <p>イ 事業者向け説明会 平成24年1月10日、4月10日、11月15・16日の4回開催</p> <p>ウ 関係機関連絡会議 平成24年2月29日、6月8日、8月21日の3回開催 被害への対応方針等を協議→協議結果に基づき事業者のヒアリングを実施</p> <p>エ 市町村連絡会議 平成25年2月13日開催</p> <p>(2) 第3次追補対応</p> <p>ア 市町村・関係団体担当者向け説明会 平成25年4月12日開催</p> <p>イ 事業者向け説明会 随時開催</p> <p>4 東京電力への要請等</p> <p>(1) 平成23年度</p> <p>ア 平成24年3月7日 上野副知事が東京電力(株)本社及び国に出向き、本県を観光業の風評被害による損害賠償の対象地域として認めるよう要請</p> <p>(2) 平成24年度</p> <p>ア 平成24年4月23日 橋本商工労働観光部長が東電理事に対し、国内団体旅行、特に修学旅行について早急に因果関係を認め、賠償に応じるよう要請</p>	事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期	商工・観光風評対策事業費	H25	23,110 千円	事業者等からの相談等対応・風評払しょくのための情報発信	当初	<p>○ 毎月、賠償請求・支払状況を東電から入手して市町村へ情報提供。</p> <p>○ 商工・観光関係団体を通じ、被害状況等を継続的に調査</p> <p>○ 相談や賠償についてのPR資料作成</p> <p>○ 風評被害払しょくのための情報発信</p> <p>○ 受付範囲が拡大したことを周知し、賠償が進むよう、支援を行う。</p>
事業名	年度	予算額	事業概要	措置時期							
商工・観光風評対策事業費	H25	23,110 千円	事業者等からの相談等対応・風評払しょくのための情報発信	当初							

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>イ 平成24年7月25日 知事、市長会長（盛岡市長）及び町村会長（一戸町長）が東電社長に対し、観光業をはじめとした商工事業者の風評被害について、広く責任を認めて賠償に応じるよう要請 → 9月7日、東電と旅館ホテル生活衛生同業組合が請求内容について合意</p> <p>ウ 平成24年9月14日 宮城県との合同要請 宮城県知事と合同で、国、東電等に対し、観光業をはじめとした商工事業者の風評被害について、広く責任を認めて賠償に応じるよう要請</p> <p>エ 平成25年2月1日 桐田商工労働観光部副部長が東電東北補償相談センター所長に対し、観光風評被害の損害賠償請求に対する迅速な支払と、商工・観光事業者のあらゆる風評被害について広く責任を認めて賠償に応じることを要請</p> <p>(3) 平成25年度 平成25年5月22日 総務部長が文部科学省及び資源エネルギー庁に対し、賠償対象外とされている平成24年3月以降の東北域外からの修学旅行の状況、ブローラーの風評被害の状況を示し、賠償対象とするよう要請</p>	

取 組 状 況					課題と今後の対応方向
【農林水産部】 1 東京電力に対する損害賠償請求 (1) 農林水産物の損害賠償請求状況【資料編p33～34】 (単位：百万円)					○ 県協議会は、賠償金が早期かつ確実に支払われるよう、東京電力と交渉を継続
	請求回数・請求月	請求金額	支払金額	支払率	
J Aグループ協議会 ※1	20次	H23.9～25.5	20,988	16,699	79%
森林組合系協議会 ※2	3次	H24.6～25.2	866	386	45%
J Fグループ等協議会※3	5次	H24.12～25.4	209	198	94%
内水面漁業系統協議会※4	2次	H25.3～25.4	1.4	1.4	100%
計	—	22,064	17,284	78%	
※1 J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会（事務局：JA 県中央会） ※2 森林組合系東京電力原発事故林産物損害賠償対策岩手県協議会（事務局：県森林組合連合会） ※3 J Fグループ等東京電力原発事故水産物損害賠償対策岩手県協議会（事務局：県漁業協同組合連合会） ※4 内水面漁業系統東京電力原発事故水産物等損害賠償対策岩手県協議会（事務局：県内水面漁業協同組合連合会）					
(2) 産直等の損害賠償請求への支援					
① 平成24年度 <ul style="list-style-type: none"> 東京電力の出席を求めた損害賠償請求相談会を延べ19回開催（一関市、奥州市ほか） 					
② 平成25年度 <ul style="list-style-type: none"> 第3次追補により風評被害が賠償請求の対象に追加されたことについて周知するため、市町村や対象事業者等への説明会を開催（4/12） 風評被害を含めた損害賠償請求の円滑化のため、農林漁業者や産直等を対象に、東京電力の出席を求めての相談会を延べ9回開催（一関市、大船渡市、釜石市、宮古市、久慈市ほか） 					○ 市町村、産直等に対する情報提供等支援を継続

(2) 自治体（県）の損害賠償請求

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【総務部】</p> <p>1 損害賠償請求事務などの市町村との意見交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年12月1日 県南会場 ・ 平成23年12月2日 盛岡会場 ・ 平成24年2月16日 平成23年度第3回原発放射線影響対策市町村等連絡会議にて意見交換を実施。 ・ 平成24年9月12日 平成24年度第1回原発放射線影響対策市町村等連絡会議にて意見交換を実施。 ・ 平成25年2月13日 平成24年度第2回原発放射線影響対策市町村等連絡会議にて意見交換を実施。 <p>2 損害賠償等に関する相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年12月5日 放射線影響対策特命チームに設置（全県対象） ・ 平成24年3月13日 現地対応チームに設置（県南局対象） <p>3 損害賠償請求【資料編p34】</p> <p>県と市町村は協調し、人件費を含む全ての放射線影響対策に要した費用について、東京電力に対し損害賠償請求しており、平成25年2月1日に実施した第3次請求までに1,636,417千円の請求（県：849,813千円、市町村：714,166千円、広域連合・一部事務組合：72,439千円）。現時点において、東京電力は支払に応じていない。</p> <p>4 東京電力㈱に対する要請等の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成24年3月7日 上野副知事が東京電力㈱本社に出向き、放射性物質による自治体損害の速やかな賠償を行うよう緊急要請。 (2) 平成24年4月23日 H24.3.7緊急要請に対する東京電力㈱からの回答書受領 回答書受領後、県関係部長と東電幹部と交渉。 (3) 平成24年6月7日 H24.4.23幹部交渉の請求事項に対する東京電力㈱の回答を確認。 今後の幹部交渉の協議事項について調整。 (4) 平成24年6月20日 第二次請求に併せて、市町村長と東電幹部の交渉。 (5) 平成24年7月25日 達増知事、市町会副会長（北上市長）、町村会副会長（金ヶ崎町長）が東京電力㈱本社に出向き、廣瀬社長に対し、原子力損害賠償の完全実施等を要請。 (6) 平成24年9月14日 宮城県知事、岩手県知事、両県市長会代表、町村会代表が風評被害に対する損害賠償の完全実施等に関し、関係省庁、東京電力㈱への合同要望の実施。 (7) 平成25年2月1日 第三次請求に併せて、市町村長と東電幹部の交渉。 (8) 平成25年6月21日（予定） 第四次請求に併せて、東京電力㈱に対し公開質問及び市町村長と東電幹部の交渉予定。 ⇒ 上記以外に、総務室職員の東京電力㈱東北補償相談センター担当者との調整は機会を見つけて随時実施。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の意見及び本部員会議の議論を踏まえ、東京電力㈱に対する損害賠償請求について対応。 2 今後も継続して対応。 3 市町村と調整し、必要な書類等の整理を行う。 4 東京電力㈱に対し、誠意をもって速やかな賠償を行うよう継続して要請。 東京電力㈱との交渉を継続して実施。

取 組 状 況	課題と今後の対応方向																
<p>【県土整備部】</p> <p>1 県（流域下水道）</p> <p>(1) 平成24年2月10日 賠償請求手続説明会（主催：東北地方整備局） 東北地方整備局が東京電力と調整し、「損害賠償対象項目」、「損害賠償金額算定方法」及び「賠償基準」等が示される。 損害賠償請求に向け、追加的経費の対象の選定等を実施。</p> <p>(2) 平成23年度分損害賠償請求【資料編p34】 東京電力㈱から示された「下水道事業に対する賠償基準」に従い、平成23年度における損害賠償請求額を取りまとめ、平成24年11月8日付けで賠償請求を行い、平成25年3月8日に満額が支払われた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="193 696 1142 857"> <thead> <tr> <th>賠償請求日</th> <th>請求した経費の内容</th> <th>請求金額</th> <th>支払日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24. 11. 8</td> <td>放射線測定費用</td> <td>2, 820</td> <td>H25. 3. 8</td> </tr> <tr> <td></td> <td>汚染汚泥・焼却灰等の保管・処分費用</td> <td>28, 165</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>30, 985</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市町村（公共下水道・農業集落排水処理施設） 市町村が必要に応じ、国（東北地方整備局（上記1に同じ）及び東北農政局）主催の賠償請求手続説明会に出席。 東京電力㈱から示された「下水道事業・集落排水事業に対する賠償基準」に従い、各市町村の判断で損害賠償請求を行っている。</p>	賠償請求日	請求した経費の内容	請求金額	支払日	H24. 11. 8	放射線測定費用	2, 820	H25. 3. 8		汚染汚泥・焼却灰等の保管・処分費用	28, 165	〃		合計	30, 985		<p>1 県（流域下水道） 平成24年度分の損害について、引続き、請求を行う予定。</p> <p>2 市町村（公共下水道・農業集落排水処理施設） 今後も、継続して各市町村の判断で損害賠償請求を行う。</p>
賠償請求日	請求した経費の内容	請求金額	支払日														
H24. 11. 8	放射線測定費用	2, 820	H25. 3. 8														
	汚染汚泥・焼却灰等の保管・処分費用	28, 165	〃														
	合計	30, 985															
<p>【企業局】</p> <p>工業用水請求・支払状況【資料p34】</p> <p>1 東京電力㈱賠償請求受付（1次請求） 平成24年5月から、東京電力㈱は、H23. 11. 30までの人件費を除く被害について、工業用水事業者からの賠償請求の受付を開始した。（1回目） 被害額算定の結果、H23. 11. 30までの経費のうち、一般会計からの負担金を除いた額を、H24. 6. 13に賠償請求し、協議を進めた。</p> <p>2 東京電力㈱から賠償請求の支払い（1次請求） 平成24年12月5日に、岩手県企業局と東京電力株式会社との間で損害賠償の合意書を締結した。 12月13日に、東京電力から損害賠償769, 020円の支払いを受けた。</p> <p>・ 支払額 769, 020 円 （内訳）工業用水・汚泥等の放射線測定費用 332, 220円 汚染発生土等の保管に係る追加的費用 148, 050円 汚染発生土等の処分に係る追加的費用 288, 750円</p> <p>・ 対象期間 平成23年3月11日から平成23年11月30日まで</p>																	

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>3 工業用水道事業の2次請求について 平成24年8月30日に、東京電力から2次請求（H23.12.1～H24.3.31）の受付開始の通知を受けた。 被害額算定の結果、国からの支援（一般会計負担金）で賄えたことから、工業用水道事業の2次請求は行わないものである。 なお、人件費は今回も請求対象外であり、改めて東京電力から通知がある見込み。（人件費は、県の2次請求の中で一括して請求中。）</p> <p>4 工業用水道事業のH24分の請求について 東京電力への請求について、経済産業省に確認をしたところ、8月頃に受付が始まるという情報を得た。 （受付が始まっていないことから、県の4次請求の中で請求中）</p>	

6 その他

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>【秘書広報室】</p> <p>1 いわてグラフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年臨時号（平成 23 年 8 月 26 日） 放射能対策特集号を発行 ・ 平成 24 年 1 月号（平成 23 年 12 月 31 日） 放射能対策特集を掲載 ・ 平成 24 年 3 月号（平成 24 年 3 月 1 日） 放射能対策の取組を掲載 ・ 平成 24 年 6 月号（平成 24 年 6 月 15 日） 食の安全確保対策を掲載 ・ 平成 25 年 3 月号（平成 25 年 3 月 1 日） 放射能対策の取組を掲載 ・ 平成 25 年 6 月号から放射線量、県産食品の検査状況等を毎回掲載 <p>2 県公式ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップページに「環境放射能に関する情報」を掲載。 ・ 県公式ホームページで更新した情報を twitter、facebook で発信。 	<p>○ ホームページ、県政番組、いわてグラフ等で広報を随時行う。</p>
<p>【総務部】</p> <p>1 各種方針</p> <p>(1) 各種方針の策定</p> <p>平成 23 年 8 月 31 日 放射線量等測定に係る対応方針 平成 23 年 9 月 21 日 放射線量低減に向けた取組方針 平成 23 年 10 月 4 日 県産食材の安全確保方針</p> <p>(2) 各種方針の見直し</p> <p>放射線影響対策に関する状況は変化してきており、既に策定した下記方針について、状況の変化に対応した見直しを実施。 平成 25 年 4 月 1 日改正（3 月 28 日本部員会議決定） 放射線量等測定に係る対応方針 放射線量低減に向けた取組方針 県産食材等の安全確保方針</p> <p>2 原発放射線影響対策本部本部員会議 (H23. 6. 22 第 1 回原発放射線影響対応本部本部員会議開催)</p> <p>(1) 平成 23 年度</p> <p>H23. 7. 29 第 1 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催 H23. 8. 31 第 2 回 同上 H23. 9. 20 第 3 回 同上 H23. 10. 4 第 4 回 同上 H23. 12. 5 第 5 回 同上 H24. 1. 24 第 6 回 同上 H24. 3. 29 第 7 回 同上</p> <p>(2) 平成 24 年度</p> <p>H24. 6. 18 第 1 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催 H24. 9. 20 第 2 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催 H24. 11. 27 第 3 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催 H25. 1. 25 第 4 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催 H25. 3. 28 第 5 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催</p> <p>(3) 平成 25 年度</p> <p>H25. 6. 17 第 1 回原発放射線影響対策本部本部員会議開催（予定）</p>	<p>1 放射線影響対策に係る重要な方針の変更等を要する場合には、放射線影響対策特命チームのアドバイザーや市町村の意見を踏まえたうえで適宜修正を行う。</p>

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>3 市町村連絡会議</p> <p>(1) 平成 23 年度</p> <p>H23. 8. 22 第 1 回原放射線影響対策市町村等連絡会議開催</p> <p>H23. 11. 9 第 2 回 同上</p> <p>H24. 2. 16 第 3 回 同上</p> <p>(2) 平成 24 年度</p> <p>H24. 9. 12 第 1 回原放射線影響対策市町村等連絡会議開催</p> <p>H25. 2. 13 第 2 回原放射線影響対策市町村等連絡会議開催</p> <p>4 ホームページを活用した情報提供</p> <p>(1) 県が実施する測定・検査結果を、部局、項目等に分類し、掲載。</p> <p>(2) 全体概要を把握しやすくし、県民が日常生活で活用しやすくするため、県民目線で整理したページを検討・設置。</p>	<p>3 市町村連絡会議</p> <p>継続して市町村との意見交換を行う場を設け、必要な情報を提供し、市町村をサポート。</p> <p>4 HPを活用した情報提供</p> <p>ホームページを適時・適切に修正し情報を提供。</p>
<p>【環境生活部】</p> <p>1 測定器の貸出し【資料編p35】</p> <p>携帯型のサーベイメータ 10 台を各合同庁舎及び環境保健研究センターに配備し、市町村等への貸出を平成 23 年 11 月から開始した。</p> <p>また、年度末までに 3 台を追加配備した。</p> <p>2 普及・啓発</p> <p>(1) セミナー等【資料編p36】</p> <p>① 平成 23 年度</p> <p>ア 一般県民向け普及啓発セミナーの開催(7回)</p> <p>イ 行政職員向けスキルアップセミナーの開催(8回)</p> <p>ウ 啓発資料の作成・配付(4万部)</p> <p>② 平成 24 年度</p> <p>ア 一般県民向け普及啓発セミナーの開催(12回)</p> <p>イ 行政職員向けスキルアップセミナーの開催(7回)</p> <p>ウ 啓発資料の作成・配付(15万5千部)</p> <p>2 普及・啓発</p> <p>(2) 食の安全安心に関する情報発信【資料編p37】</p> <p>① 食品と放射能に関するリスクコミュニケーション</p> <p>放射能等への正しい知識と理解の向上を図るため開催</p> <p>ア 平成 25 年度</p> <p>6 月及び 9 月に、奥州市及び一関市において開催</p> <p>イ 平成 24 年度</p> <p>5 月～9 月に、県内 6 か所で開催</p> <p>② 食品関係事業者向けセミナー</p> <p>ア 平成 24 年度</p> <p>盛岡市アイスアリーナを会場に開催。(9 月 12 日 参加人数 50 人)</p> <p>③ 出前講座の実施</p> <p>ア 平成 24 年度</p> <p>県民くらしの安全課実施(16 回 参加人数 1,395 人)に加え、県内各保健所、環境保健研究センターでも実施(46 回 参加人数 1,763 人)。</p>	<p>1 測定器の貸出し</p> <p>市町村等では、測定機器の整備が一定程度進んできているが、貸与により円滑な測定を支援する必要があることから、引き続きニーズに応じた貸出しを行う。</p> <p>2 普及・啓発</p> <p>(1) 一般県民等に対し放射能に関する正確な情報提供を行うとともに、行政職員が住民に放射線影響等を正しく伝える必要があることから、今年度もセミナー開催及び啓発資料の作成・配布を行う。</p> <p>(2) 食品事業者を対象とした衛生講習会や消費者を対象とした食の安全安心に関する出前講座等を通して、引き続き一般県民等に対し放射能に関する正確な情報提供を行う。</p>

取 組 状 況		課題と今後の対応方向						
<p>④ 食の安全安心委員会の開催 ア 平成24年度 平成24年6月8日、食の安全安心委員会「放射性物質汚染に対する食品の安全確保に関する意見交換会」を開催（場所：県民生活センター、委員11名出席）したほか、第6回委員会（平成25年2月7日）では取組状況を報告。</p> <p>※ 予算措置の状況 平成25年度 当初予算額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>金額</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食の信頼確保向上対策事業費（震災対応分）</td> <td>1,191</td> <td>食品の放射性汚染に関するリスクコミュニケーションの開催及び研修会の開催</td> </tr> </tbody> </table>		事業名	金額	事業概要	食の信頼確保向上対策事業費（震災対応分）	1,191	食品の放射性汚染に関するリスクコミュニケーションの開催及び研修会の開催	
事業名	金額	事業概要						
食の信頼確保向上対策事業費（震災対応分）	1,191	食品の放射性汚染に関するリスクコミュニケーションの開催及び研修会の開催						
<p>【県南広域振興局】</p> <p>1 講演会等の実施（奥州・一関保健所） 放射性物質による健康被害等に関する講演会等の開催による放射能を正しく理解するための取り組み。地域住民等に対して正しい知識・情報を判りやすく提供することにより、過剰な不安の軽減が図られている。 ア 出前講座等（H23. 6. 20～25. 1. 15） 延べ 33 回開催、参集者 2,241 人 イ 講師派遣（H24. 4. 24～25. 1. 15） 延べ 4 回派遣、参集者 154 人</p> <p>2 市町との情報交換等 【資料編p37】 放射線の影響対策について、管内各市町間の情報共有等を行うことにより、統一的な対応を図ることを目的として支援。奥州市、一関市及び平泉町の放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る、除染実施計画の策定や実際の除染に向けた検討協議により、情報共有を図っている。 ア 担当者による意見交換会及び県南4市町の首長等による意見交換会 平成23年8月29日～10月20日、4回実施（うち1回は特措法説明会と併催） イ 放射性物質汚染対処特別措置法への対応に係る検討協議 平成24年1月13日～平成25年4月26日、3市町を対象に11回実施（環境保全課と共同） 除染計画の策定（変更等）や補助金申請等に係る課題の検討並びに除染の進捗状況等を確認し、意見交換を実施。</p> <p>3 現地対応チーム 平成24年3月13日（火）、県南地域における放射線影響対策に係る取組体制の強化を図るため、原発放射線影響対策本部「現地対応チーム」を配置。 (1) 「食品と放射能に関するリスクコミュニケーション」 平成24年5月19日 奥州市、5月20日 一関市、9月30日 平泉町 県民くらしの安全課と共同開催、併せて、放射線内部被ばく健康影響調査結果を説明（医療推進課） (2) 放射性物質に汚染された農林業系副産物に係る勉強会 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理方法等について、関係市町等の職員を対象にした勉強会を資源循環推進課と共同開催。 ・ 平成24年5月31日 奥州市及び一関市 参加者52人 ・ 平成24年7月11日 奥州市 参加者27人</p>		<p>1 住民の放射能に関する不安は解消されつつあると考えられるが、今後も要請に応じて住民等を対象とした講演会等を開催</p> <p>2 3市町の除染の実施に当たって生ずる課題の解決に向け、情報の共有が図られるよう、支援を行う。</p> <p>3 健康被害に対する相談、啓蒙活動や農林業系副産物等の処理など個別課題に対応するため、県として関係部局が連携して支援できるよう、情報収集や提供及び連絡調整を行う。</p>						

取 組 状 況	課題と今後の対応方向
<p>(3) 市町説明会等への参加 奥州市の側溝汚泥等共同仮置場設置に伴う地元説明会への参加 平成 25 年 2 月 12 日～19 日 奥州市江刺区、前沢区、衣川区等</p> <p>(4) 局長による管内市町長等との意見交換の実施 平成 24 年 4 月 20 日～8 月 3 日</p>	
<p>【教育委員会】</p> <p>1 測定機器等の貸出し サーベイメータを各教育事務所に 1 台ずつ、スポーツ健康課に 1 台、計 7 台を配備し、平成 24 年 2 月 1 日から各県立学校での測定に使用しているほか、市町村等への貸出しを開始している。</p> <p>[平成 25 年 5 月末日現在利用（貸出し）実績]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県立学校：81 校 ○市 町 村：2 市町 ○その他機関：1 指定管理者（県教育委員会所管施設指定管理者） 	